

令和 4 年

国見町議会会議録

第 1 回 定例会

令和 4 年 3 月 3 日開会

令和 4 年 4 月 28 日閉会

国見町議会

令和4年第1回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月3日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	7
陳情の付託	7
議案の上程（報告第1号～議案第37号）	7
町長施政方針並びに提案理由の説明	7
協議会関係の報告	15
散会の宣告	16

第2号（3月4日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19

5 番 山崎健吉君	19
①職員の「働き方改革」について	
②認知症施策の「チームオレンジ」の取り組みについて	
3 番 穴戸武志君	31
①過疎の指定を受け、町の基本的な考え方について	
②NHK大河ドラマを生かした本町の活性化について	
8 番 佐藤定男君	40
①大雪に対する除雪態勢は	
②ヤングケアラー問題の実態調査結果は	
10 番 渡辺勝弘君	45
①除雪の現況と今後の課題について	
12 番 浅野富男君	51
①連携中枢都市圏構想について	
6 番 小林聖治君	62
①新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染対策について	
散会の宣告	66

第3号（3月8日）

議事日程	69
出席議員	71
欠席議員	71
遅参及び早退議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	71
本会議に出席した事務局職員	71
開議の宣告	72
報告第 1 号 その他の債権放棄について	72
報告第 2 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について	72
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	73
議案第 1 号 国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例	74
議案第 2 号 国見町石母田財産区管理会条例	75
議案第 3 号 国見町石母田財産区施設条例	77
議案第 4 号 国見町石母田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例	78
議案第 5 号 国見町地区集会所条例の一部を改正する条例	78

議案第 6 号	国見町観月台文化センター条例等の一部を改正する条例	79
議案第 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	83
議案第 8 号	国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	83
議案第 9 号	国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	84
議案第 10 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	85
議案第 11 号	国見町特別会計条例の一部を改正する条例	85
議案第 12 号	国見町防災会議条例の一部を改正する条例	86
議案第 13 号	国見町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例	86
議案第 14 号	国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	88
議案第 15 号	国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	88
議案第 16 号	国見町水道条例の一部を改正する条例	89
議案第 17 号	国見町保健施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	90
議案第 18 号	福島市と国見町とのふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について	90
議案第 19 号	町道路線の認定について	91
議案第 20 号	令和3年度国見町一般会計補正予算(第8号)	92
議案第 21 号	令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	100
議案第 22 号	令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	101
議案第 23 号	令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	101
議案第 24 号	令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第3号)	102
議案第 25 号	令和3年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算(第1号)	102
議案第 26 号	令和3年度国見町水道事業会計補正予算(第3号)	103
追加日程の議決		104
発議第 1 号	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、完全撤退と平和的手段による早期解決を求める決議	104
散会の宣告		105

第4号(3月17日)

議事日程	107
出席議員	108
欠席議員	108

遅参及び早退議員	108
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	108
本会議に出席した事務局職員	108
開議の宣告	109
議案第27号 令和4年度国見町一般会計予算	109
議案の一括上程、採決（議案第28号～第37号）	109
常任委員長報告（陳情第19号）	110
追加日程の議決	111
会期の延長	111
町長提案理由の説明	111
同意第1号 国見町石母田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	111
発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	112
散会の宣告	112

第5号（4月6日）

議事日程	113
出席議員	114
欠席議員	114
遅参及び早退議員	114
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	114
本会議に出席した事務局職員	114
開議の宣告	115
議案の上程（承認第2号～第3号）	115
町長提案理由の説明	115
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	116
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	116
散会の宣告	117

第6号（4月28日）

議事日程	119
出席議員	120
欠席議員	120
遅参及び早退議員	120

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	120
本会議に出席した事務局職員	120
開議の宣告	121
諸般の報告	121
伊達地方消防組合議会（渡辺勝弘君）	121
伊達地方衛生処理組合議会（八島博正君）	122
公立藤田病院組合議会（浅野富男君）	122
町長提案理由の説明	123
議案第38号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第1号）	124
常任委員会の所管事務調査について	126
町長挨拶	127
閉議及び閉会の宣告	127

国見町告示第32号

令和4年第1回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月15日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和4年3月3日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和4年第1回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第19号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 1号 その他の債権放棄について
- 第 6 報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第 1号 国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例
- 第 9 議案第 2号 国見町石母田財産区管理会条例
- 第10 議案第 3号 国見町石母田財産区施設条例
- 第11 議案第 4号 国見町石母田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第12 議案第 5号 国見町地区集会所条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 6号 国見町観月台文化センター条例等の一部を改正する条例
- 第14 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 8号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第 9号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第11号 国見町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第12号 国見町防災会議条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第13号 国見町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第14号 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第15号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第16号 国見町水道条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第17号 国見町保健施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第25 議案第18号 福島市と国見町とのふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について

- 第26 議案第19号 町道路線の認定について
- 第27 議案第20号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第8号）
- 第28 議案第21号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第22号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第23号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第24号 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第33 議案第25号 令和3年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第26号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第35 議案第27号 令和4年度国見町一般会計予算
- 第36 議案第28号 令和4年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第37 議案第29号 令和4年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第38 議案第30号 令和4年度国見町石母田財産区特別会計予算
- 第39 議案第31号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第40 議案第32号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第41 議案第33号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第42 議案第34号 令和4年度国見町介護保険特別会計予算
- 第43 議案第35号 令和4年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第44 議案第36号 令和4年度国見町渇水対策施設特別会計予算
- 第45 議案第37号 令和4年度国見町水道事業会計予算

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
事務局長		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
上下水道課長	宍戸浩寿君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
生涯学習課長	佐藤光男君		
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番浅野富男君及び13番八島博正君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和3年第8回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第8回議会定例会で可決いたしました「住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する意見書」につきましては、12月13日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、承認1件、条例17件、一般議案2件、補正予算7件、新年度予算11件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であります。

一般質問の通告は6議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

令和4年2月22日午後2時より、水企業団事務所会議室で定例会が開催されました。提出議案については2件であります。

議案第1号、令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、議案第2号、令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について提出があり、いずれも原案のとおり可決、承認をされました。

詳細につきましては、お手許に配付した資料をご覧くださいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日まで受理した請願・陳情は、陳情1件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第19号は産業建設常任委員会に付託いたしますので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第1号～議案第37号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第1号から日程第45、議案第37号までの報告2件、承認1件及び議案37件を一括上程いたします。

なお、この40件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第26号までの29件については、8日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第27号から議案第37号までの各新年度予算については、最終日の17日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和4年第1回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様にはご壮健で出席をいただいたことに感謝いたします。ありがとうございます。

本定例会には、令和4年度一般会計予算や特別会計予算をはじめ、当面する緊急で重要な議案を提案いたしました。

それでは、令和4年度の施政方針とその所信を申し上げます。

初めに、国見町の過疎指定についてです。

国見町は、4月1日から過疎指定の町となります。全国の約半数に近い市町村がこの指定を受けているという視点に立てば、国見町は潔くこの現実を受け止め、その上で今後の積極的で進歩的、そして、大胆な政策構築とその実現に取り組めば良いものとの思いを強くします。

そのためには、新たな事業の新設と採択、起債に向けた計画策定が必須になります。

その計画の根幹となるのは第6次総合計画です。6次総計を基に現状と課題の整理、事業の洗い出しと併せ、公共施設の在り方をも考えながら、過疎地域持続的発展計画案を作成し、これを9月議会定例会に議案として提出することとします。

国見町の新たなフェーズとなる過疎指定ですが、これにかかわらず、令和3年度に引き続き町の行政運営の根本、「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」を基本理念に、まちづくりの6つの目標の実現と直面する4つの課題解決に取り組むこととします。

1つ目は、「健康と医療の連携強化。健やかに暮らせる国見町」です。

公立藤田総合病院では、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、通院や入院の患者にご迷惑をおかけしました。今後は、より強固な安全管理体制の構築を図ることはもとより、安定した経営継続のため、健康づくりの中核機関としての役割強化を図るとともに、町民の健康維持に向けた対策に取り組むこととします。

また、新型感染症のワクチン接種は、国のワクチン供給に合わせて対処します。

さらに、健康の維持増進を図るべく、運動と健診の体制強化も進めることとします。

2つ目は、「命を守る。安全・安心、優しい国見町」です。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく11年です。この間、町民をはじめ、国・県などの関係機関の努力と協力、町議会の理解で、町の復旧・復興・再生は、他の自治体よりも格段に進みましたが、昨年発生した福島県沖地震のようなことは今後もあるものと考えerべきです。公助としての機能確保は当然ですが、これと併せて、地域防災のさらなる進化を図るための共助、自助意識を醸成すること、指定避難所の見直しやコンパクト化など、防災計画を見直し、防災対策の強化に取り組んでいきます。

さらに、危険な道路や水路の維持管理や改良、憩いの空間である各公園の維持管理、藤田駅前の再整備、公共交通の充実、そして、脱炭素社会に向けた取組の推進など、SDGsの理念を踏まえながら、弱い立場の人たちに寄り添った、優しいまちづくりにも取り組みます。

3つ目は、「子育て、人づくり、教育環境の再構築。未来へつながる国見町」です。

本年度から実施した学校給食の無償化を新年度も継続します。

また、ICTなどの先端技術を駆使した教育の推進、地域学校協働本部と連携した地域に根差した教育、新型コロナウイルス感染防止に配慮した学習環境の整備、放課後塾ハルによる学習支援や探求授業の充実、認定こども園の開設や国見学園構想の具体化、いじめや障がいのある児童生徒への支援、奨学金制度の拡充に取り組めます。

あわせて、老朽化した体育施設の維持管理や統廃合、受益者負担の在り方なども検討していきます。

4つ目は、「恵まれた資源の再確認。そして活かしきる国見町」です。

国見町は農業が基幹産業ですから、そのプラットフォームを安定させることが必須です。このため、JAふくしま未来と伊達果実の2つの農協、県や大学の知恵を借りながらさらに強化して、くにみ農業ビジネス訓練所での農業後継者の育成を強化します。

また、様々な機関との連携を図り、加工施設の有効な活用による6次化事業の支援を進めるとともに、農業従事者の減少を補うためのスマート農業の具現化に向けた対応を図ります。

さらに、引き続き町の農産物のPRを行い、風評被害の払拭、産品交流から始める交流人口の増加の取組も進めます。

また、意欲的な商工業者を母体として、農商工連携による起業支援や開発支援も引き続き行います。

5つ目は、「町民・町・議会の新しい連携。相互理解と共感の国見町」です。

町民・町・議会の3者が自由に参加し、直接対話する少人数によるタウンミーティングを引き続き開催し、草の根の意見を踏まえた事業の展開を図ります。

さらに、財源確保の一つとして、ふるさと納税事業を充実させ、産品だけではなく、町の魅力を発信できるラインナップの拡充、自治体版コーポレートアイデンティティ事業による町のブランドイメージの確立を目指します。

また、町職員の課題解決能力や資質を向上させる研修の実施など、次代を担う職員育成と意識改革も強化します。

6つ目は、「未来への持続。町として生きる国見町」です。

国見町は自律し、合併はしません。

また、過疎指定の現実を戦略的に活用する施策構築を進めることとします。空き家の利活用による子育て世代や就農を目指す若者の移住促進と、二地域居住や交流人口の拡大を視野にした公営住宅の有機的再利用を図り、負の資産と見られがちな町の財産を新たな価値につなげる取組も推進します。

さらに、連携中枢都市圏への参画を機に、相互補完による資源の有効活用と受益者負担の適正化の議論を進めます。

加えて、地方創生事業を深化させ、官民連携コンソーシアムによる新産業の創造を進めることとします。

以上、令和4年度の施政方針の所信の一端とします。

次に、本定例会に提案した各議案について説明します。

本定例会には、報告2件、専決処分の承認1件、条例制定や改正などの議案17件、一般議案2件、補正予算の議案7件、当初予算の議案11件の計40件の当面する緊急で重要な案件を提案しました。

それでは、令和4年度一般会計当初予算の概要について申し上げます。

国見町の新年度予算は、新型コロナウイルスによる不安定な経済状況の中でも、第6次国見町総合計画に掲げた「命を大切に、誰もが幸せに暮らすまち、くにみ」の基本理念の下、まちづくりの6つの目標の具現化に向け、国・県の補助事業などを十分に調査・研究し、編成しました。また、厳しい状況にあっても、積極果敢に一步前に踏み出す予算として、総額は復興創生分、地方創生分を含め54億円としました。

歳入は、原発災害対策事業補助金の減少はあるものの、税収の増、ふるさと納税の増を見込みました。

一方、歳出は、第6次国見町総合計画の実現に向けた政策に重点配分するなど、まちづくりの6つの目標の早期達成のための経費を計上しました。

1つ目は、「健やかに暮らせるまちづくり」予算です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業はもとより、町民の健康づくりのための運動教室や減塩料理教室の開催、介護予防対策としての生きがいデイサービス、いきいきサロン、通いの場、そして、高齢者の居場所づくりなどの事業、集団健診事業の拡充や障害者自立支援事業などの経費を計上しました。

2つ目は、「安全・安心な優しいまちづくり」予算です。

利用しやすい地域公共交通の実現、国道4号拡幅に関連する町道改良工事、仮置場の原状回復工事の最終年度としての事業継続、歴史公園など憩いの空間の有効的な活用、防災対策、脱炭素社会実現へ向けたSDGs事業の推進、自治協議会事業、ふくしま森林再生事業などの経費を計上しました。

3つ目は、「未来につながるまちづくり」予算です。

子どもの誕生に合わせて支給する、すくすくももサポ祝金事業、幼小中給食費無償化事業や特定不妊治療費助成などの継続事業のほか、認定こども園の設置と国見学園構想の具体化に向けた検討、子育て支援事業の継続と放課後塾ハルや地域学校協働本部事業などの地域と連携した教育の推進、ICT教育事業のさらなる拡充などの経費を計上しました。

4つ目は、「恵まれた資源を活かしたまちづくり」予算です。

国見町の基幹産業の農業を持続・発展させるための農業経営基盤強化促進事業、くにみ農業ビジネス訓練所事業、農産物PR事業、農商工連携事業などの経費を計上しました。

5つ目は、「相互理解と共感のあるまちづくり」予算です。

タウンミーティングの継続実施や広報くにみの発行、LINEによるプッシュ型の情報発信などの広報公聴事業の拡充、ふるさと納税事業の一層の推進、自治体版コーポレートアイデンティティ戦略などの経費を計上しました。

6つ目は、「町として生きるまちづくり」予算です。

地域おこし協力隊活動事業の拡充、官民連携新産業創造プロジェクト、交流人口・関係人口の増加を図るための義経まつりやビッグツリー事業、そして、その延長にある移住・定住につなげるためのリノベーションプロジェクト、東京くにみ会設立などの経費を計上しました。

以上、これらの取組を展開して、一層の住民福祉の向上と交流連携の推進を図るため、一步前に踏み出す予算としました。

続いて、令和3年第8回国見町議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

1つ目は、「健やかに暮らせるまちづくり」についてです。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

福島県が発令したまん延防止等重点措置と県独自の緊急事態宣言で、町としても各種イベントの中止や延期、会議の書面開催の対応、公共施設の利用制限や休館、小学校の一時的な学年閉鎖、役場業務のサテライトやテレワークの実施などによる自助的な感染拡大防止に取り組みながら、併せて感染対策の徹底を呼びかける広報活動を進めました。

また、町内での新規感染者は、オミクロン株による第6波で26名の感染があり、自宅療養となった感染者には、県との協定に基づく療養支援と併せて独自に備蓄ゼリーの配布を行いました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

3回目のワクチン接種は、エッセンシャルワーカーや高齢者福祉施設から始め、2月4日からは集団接種を再開し、現時点の予約率は約8割です。また、5歳から11歳までの接種は、公立藤田総合病院での個別接種と連携した福島圏域での接種の2体制としました。

次に、国のコロナ経済対策による臨時特別給付金についてです。

18歳未満の児童1人につき10万円の子育て世帯臨時特別給付金と住民税非課税世帯への10万円の非課税世帯臨時特別給付金は、専決処分による補正予算でそれぞれ対象者に支給しました。

次に、福祉灯油券の配布についてです。

灯油価格の高騰に伴う対策として、住民税非課税世帯に1世帯5,000円分の福祉灯油券を配布し、負担軽減を図りました。

2つ目は、「安全・安心な優しいまちづくり」についてです。

まず、福島県沖地震への対応についてです。

災害廃棄物処理事業による家屋などの解体は、発注を全て完了し、受注業者による作業が続けられています。また、公共施設は、現在、観月台文化センター・タワー塔の工事が進められていますが、今月中には完了します。これで全ての公共施設の修繕が完了します。

次に、除染対策事業についてです。

仮置場小坂方部1号、2号、藤田方部2号、3号、大木戸方部2号の計5か所の仮置場の原状回復工事の完了によって、今年度内の返地が完了します。

次に、大雪対策に関する要望活動についてです。

今冬の大雪による除雪経費への財政支援を求めるため、福島県と連名で2月3日に総務省、2月18日に財務省へ、福島県を通じそれぞれ要望書を提出しました。

次に、滝川、滑川の改修工事についてです。

福島県による河川改修工事は、滝川築堤と滑川築堤に伴う町道橋の架け替えなど、順調に進捗しているとの報告を受けています。

次に、国道4号伊達拡幅についてです。

国土交通省による国道4号伊達拡幅は、1月に役場前から本格的な工事が始められ、県北中学校付近までの4車線化工事は、令和5年度中の完了を予定しているとの報告を受けています。

次に、水道事業ビジョン策定についてです。

見直しを進めていた国見町水道事業ビジョンは、水道事業経営審議会での審議を経て、12月17日に町へ答申されました。町は、この答申に基づきビジョンを策定し、10年後の水道事業が目指すありようの実現に向けて取組を進めます。

次に、県北浄化センターの復旧についてです。

令和元年台風19号で被災した県北浄化センターは、昨年12月末に全ての施設の復旧が完了し、被災前の処理能力に回復したこと、また、使用が停止されていた多目的グラウンドなどは、今年4月の使用再開に向けて準備を進めていることを確認しています。

3つ目は、「未来につながるまちづくり」についてです。

まず、特定不妊治療への支援についてです。

この事業は、子どもに恵まれない夫婦が行う不妊治療のうち、医療保険適用外の体外受精や顕微授精に要する高額な治療費の一部を助成するもので、これまで2組に助成しました。また、2月26日には、経済産業省が実施する妊活セミナーを開催しました。

次に、すくすくももさぼ祝金についてです。

12月以降、男児4件、女児1件に支給し、今年度は計22件の支給になっています。

次に、令和4年成人式についてです。

1月9日、抗原検査を実施した上で2年ぶりに開催しました。出席した70名の新成人は、再会を喜び、旧交を温めていました。

次に、青少年健全育成についてです。

12月19日の第22回青少年健全育成推進町民大会は、県北中学校の阿部校長の講演と、「ルールを守ることは大事なこと」をテーマとしたパネルディスカッションを行い、青少年を地域全体で育てていく意義を再確認しました。

次に、読書活動推進フォーラムについてです。

12月12日の子どもの読書活動推進フォーラムは、絵本作家の講演や子ども司書の朗読などを行い、約250名の参加者は読書の大切さを共有しました。

次に、国見ホイスコーレについてです。

これまでに9回実施しているエリアデザインラボは、まちづくりの考え方とデザインやデザイン・イラストの技術、映像編集技術の講座を展開しています。

4つ目は、「恵まれた資源を活かしたまちづくり」についてです。

まず、新規就農者の確保についてです。

今年度のくにみ農業ビジネス訓練所の長期研修生6名のうち2名が、4月に国見町内の空き家に移住・定住し、就農します。町は、就農後も彼らをしっかりサポートするため、長期研修生のOB会を設立することとしました。なお、次年度の長期研修生は5名程度を予定しています。

次に、農地等利用最適化推進施策改善の意見書に係る対応についてです。

12月21日、原油価格高騰に伴う農業対策など、農業委員会から意見書が提出されました。町は、認定農業者を対象に独自の緊急支援策を講じました。

次に、令和4年産米の作付についてです。

福島県から示された生産数量の目安に基づき、2月10日付で各生産者に一律配分しました。

次に、種子生産組合に関する要望活動についてです。

12月20日、福島県農林水産部に種子生産組合の設備更新の支援策を要望しました。

次に、福島県指導農業士の認定についてです。

1月18日、石母田の佐藤武さんに県知事から福島県指導農業士の認定証が交付されました。

次に、あんぽ柿のトップセールスについてです。

12月16日、伊達地域農業振興協議会が主催するあんぽ柿トップセールスが、東京都大田市場などで実施されました。市場関係者に高単価での買入れを要請しています。また、あんぽ柿の放射能検査は順調に進み、3月15日に終了予定です。

次に、木育の推進についてです。

1月15日、木工技術を学ぶ大人向けのDIY教室、さらに、親子向けの木工セミナーをそれぞれ開催しました。木と触れ合い、木に学び、木と生きることの大切さを身近に感じる木育事業として実施をしました。

次に、石母田財産区についてです。

石母田財産区議会の議決を受けて、4月に石母田財産区が管理会制に移行することから、本定例会に関連する条例と予算を提案しています。

次に、全国顕彰「人づくり部門」についてです。

12月7日、国見町商工会青年部の齋藤仁志さんが、商工会青年部主張発表大会で全国顕彰「人づくり部門」を受賞しました。

次に、プレミアム商品券についてです。

昨年12月に販売を開始し、販売率は86.5%でした。残冊分は1月に希望者へ抽選で販売しました。現在、商工会で精算作業中です。

次に、歴史を活かしたまちづくりについてです。

2月8日、貝田の松田家住宅について、国登録有形文化財への申請を行っています。

5つ目は、「相互理解と共感のあるまちづくり」についてです。

まず、タウンミーティングについてです。

1月20日、宮東集会所で開催し、17名が参加しました。新型感染症が終息しない中ですが、機会を見つけては開催していくこととします。

次に、特別職報酬等審議会についてです。

この審議会は、町長等の給与と議員や特別職の期末手当を見直すため、1月26日に開催され、答申されました。本定例会に答申に沿った内容の議案を提案しています。

6つ目は、「町として生きるまちづくり」についてです。

まず、第6次総合計画の推進についてです。

2月18日、第6次総合計画に基づく実施計画となる令和4年度当初予算の概要を総合計画審議会で説明しました。あわせて、過疎地域指定に関する国見町過疎地域持続的発展計画の策定についても確認しました。

次に、福島圏域連携中枢都市圏の形成についてです。

圏域首長会議で確認された、ふくしま田園中枢都市圏ビジョンと同連携協約を総合計画審議会で説明し、確認をしています。なお、協約締結は本定例会に議案として提出しています。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

1月末現在で3,823枚を交付し、人口に対する交付枚数率は44.5%です。なお、申請勧奨のため、申告会場に臨時窓口を設置しています。

次に、所得税・町県民税等申告相談についてです。

所得税と町県民税の申告相談は、新型感染症対策を行いながら、3月15日まで観月台文化センターで実施しています。

次に、あつかし山ビッグツリー点灯式についてです。

12月19日、29回目となった、あつかし山ビッグツリーの点灯式が行われました。当日は、商工会青年部がクリスマスプレゼントを子どもたちに配っています。

次に、板橋南子育て住宅についてです。

移住定住を目的に建設中の板橋南子育て住宅は、入居者募集を行っています。1月17日には、内堀知事が建築中の現地を訪問し、新しい取組だと感想を述べています。それでは、本定例会に提案した各議案について、その概要を申し上げます。

報告第1号「その他の債権の放棄について」と報告第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」は、条例と法令の規定に基づき、議会へ報告するものです。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、住民税非課税世帯と子育て世帯への臨時特別給付金の支給に急施を要したため、専決で一般会計予算を補正したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

議案第1号「国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例」は、地方創生推進のための企業版ふるさと納税額を新たに基金として積み立てるため、関係する条例を制定するものです。

議案第2号「国見町石母田財産区管理会条例」から議案第4号「国見町石母田財産区

財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」までの議案は、石母田財産区の管理会移行に伴い、地方自治法の規定に基づき、条例を制定するものです。

議案第5号「国見町地区集会所条例の一部を改正する条例」から議案第17号「国見町保健施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例」までの議案は、根拠法令などの改正に伴う条例改正、または、現状に即した改正及び廃止をするものです。

議案第18号「福島市及び国見町におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について」は、県北地方4市3町2村による連携中枢都市圏協約を締結するための協議について、議会の議決を得るものです。

議案第19号「町道路線の認定について」は、県から移管を受ける1路線と寄附採納による1路線を新たに町道に認定するものです。

議案第20号「令和3年度国見町一般会計補正予算（第8号）」から議案第26号「令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案は、いずれも実績を踏まえた予算の整理が主なものです。

なお、一般会計はじめ各特別会計は、いずれも黒字となる見込みです。

議案第27号「令和4年度国見町一般会計予算」は、予算の概要で申し上げたとおりです。

議案第28号「令和4年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第37号「令和4年度国見町水道事業会計予算」までの議案は、それぞれの設置目的による事務事業を推進するため、一般会計の予算編成方針に準じて、効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化など、これらを念頭に、一層の経費節減と効率化を図ることを旨とし、所要の経費を計上しています。

また、特別会計のうち、管理会や審議会、運営協議会が設置されているものは、補正予算も含め、それぞれに同意を得ています。

以上、本定例会に提出した各議案について、一括して提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数等については、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかな議決を賜るようお願いし、提案理由の説明とします。

なお、追加議案として人事案件の提出を予定していますので、ご承知ください。

以上、よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） 以上で町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。



◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について、担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民防災課長から報告を求めます。住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、ご報告いたします。

去る2月17日、桑折町役場会議室におきまして、令和4年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は1件、議案第1号、令和4年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1874万9000円と定めるものです。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1543万9000円でありまして、そのうち国見町分は、負担率28.5%の440万円となるものです。

歳出の主なものは、火葬場施設費における需用費の636万4000円と委託料の961万1000円です。需用費の内訳は、燃料費の288万円、修繕料の230万3000円などであります。

なお、令和4年度の主な修繕は、耐火台車上部交換、火葬炉内制御盤修繕となっております。

また、委託料の内訳は、火葬場施設管理委託料221万円、火葬業務委託料701万円などとなっております。

以上、提出された議案1件は、原案のとおり可決されております。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをご覧をいただきたいと思っております。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、午前11時5分より総務文教常任委員会を中会議室北側で、産業建設常任委員会を委員会室でそれぞれ開催しますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時55分）

第 2 目

令和4年第1回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月4日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榎 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） 初めに、昨年2月13日の深夜に発生した震度6強の地震については、まだ復旧されない箇所もあり、再度お見舞いを申し上げるとともに、行政に、さらなる復旧活動について早期の復帰をお願いしたいと思っております。

また、昨年、町長から12月定例会最後の日に、議員に対して激励のお言葉を頂きました。本日はそれを励みに質問したいと思っておりますので、町民にも分かるように答弁をお願いしたいと思います。

それでは、職員の「働き方改革」について伺います。

国見町職員の子育て支援対策並びに女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が平成28年から令和6年までの9年間とし、行動計画は令和2年までの5年間として作成しております。今年度、新たに令和3年から令和6年までの4年間の事業主計画が示されております。平成28年から令和2年、昨年度までの行動計画と引き続いていることから、この間についての取組と職員についての周知徹底をどのようにしているか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、平成28年度から行動計画を実施しており、昨年度までの実績については既に町のホームページで公表しているとおりでありますが、改めて申し上げます。

まず、女性職員の採用割合です。平成28年度が3人中3人、平成29年度が8人中4人、平成30年度が6人中5人、令和元年度が7人中4人、令和2年度が6人中3人となっています。延べ30人中19人、63.3%の採用となっています。

次に、女性職員の割合ですが、平成28年度が39.3%、平成29年度が41.7%、平成30年度が43.7%、令和元年度が43.2%、令和2年度が44.5%となっています。

次に、役職段階の男女別職員数ですが、平成28年度、管理職13.3%、係長

30.3%、合わせて25%。平成29年度が管理職13.3%、係長26.5%、合わせて22.4%。平成30年度が管理職13.3%、係長26.5%、合わせて22.4%。令和元年度が管理職が13.3%、係長24.2%、合わせて20.8%。令和2年度が管理職6.7%、係長22.9%、合わせて18%となっています。

次に、1人当たりの超過勤務の状況です。公表データが月平均となっていますので、それでお答えしますが、平成28年度が25.51時間、平成29年度が26.27時間、平成30年度が26.28時間、令和元年度が24.78時間、令和2年度が19.3時間となっています。

次に、年次有給休暇の取得状況ですが、平成28年度が4.2日、平成29年度も4.2日、平成30年度が4.9日、令和元年度が5.0日となっています。

次に、育児休業の取得状況ですが、平成28年度が2人中2人、平成29年度が6人中6人、平成30年度が3人中3人、令和元年度が3人中2人となっており、男性職員の取得はありません。

次に、配偶者出産休暇の取得状況ですが、平成28年度が3人中3人で2.5日、平成29年度が4人中3人で3.5日、平成30年度が2人中2人で3.5日、令和元年度が3人中1人で3.0日となっています。

なお、職員に対しては庁議を通じて周知徹底を図っているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 状況については大枠そのとおりにかと思えますけれども、お聞きしたいのは、特に取組内容の中で超過勤務の減縮、それから年次有給休暇の促進、このように去年度まで書かれていました。今言ったように、数値目標については大体達成しているんですけども、職員の超過勤務が本当に10%減になったのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 超過勤務については10%縮減、目標は目標としてはありますけれども、年次年次における業務の状況、あとはご承知のとおり令和元年度台風災害とか昨年地震とか、コロナによるそういった対応とか、様々な諸条件が重なることでもありますので、一概に一気に減らせる状況にあるかということ、なかなか難しいところもありますが、町といたしましては、庁議を通じて、各管理職から職員に対して超過勤務の縮減、あとは業務の効率化、そういったものを含めて周知徹底を図っているということで対応しているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 女性の管理職員の数値目標が20%以上と、このように前に書かれています。平成28年から平成31年までは2名で約11%で、現在は多分1名だけということになっています。この辺についてはクリアはしているんですか、していないんですか。20%と言いながらまだ10%そこそこだと思ってしまうんですけども、い

かがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 目標としては20%ということですが、これは人事ですので、私から答弁するわけにもいかないと思っています。ですので、そこは人事として登用される部分かと考えていますので、ご了承願います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 女性の職員の管理職登用についてですけれども、目標は今お話しをいただいているとおりです。ただ、人事権を持つ者としてお話しをさせていただきまされども、管理職への登用あるいは係長への登用、そういったことに関しては、男性、女性関わりなく能力を重視して登用したいと考えています。たまたま現時点ではそれに適した者がいないとお考えいただければと思います。

来年度の人事に関しても、既にもう固まっています。それについても能力主義、これをもって管理職への登用をするつもりですので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 2番目に行きますと、令和3年4月から、今年度開始した行動計画の取組について伺います。

今、町長からお話がありましたけれども、令和2年度までは管理職の目標が20%以上だと書かれているんですけれども、今回の改正では係長以上が25%と書いてあるんです。当然、今町長がお話ししたように能力主義だから男も女もないよと言われてればそれまでなんですけれども、この管理職の数値目標を係長というふうに変えてきた目的は何だか教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

課長だけではなくて、人材育成を含めて係長のうちから女性を登用して、課長になり得る人材を育て上げていくという意識の下に係長以上と設定をして、目標としては25%と掲げているということでご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。

では次に、今の続きですけれども、超過勤務の削減の取組についてお伺いしたいんですけれども、特に働き方改革に関する目標、その中に超過勤務が年間240時間以内、あと月は20時間以内を目指す。そして、年休については10日を目指すを書いてありますけれども、この取組目標については、今後も推奨していくんでしょうけれども、この結果が本当にそのようになるのかどうか、我々も見守っていきたいんですけれども、それらについてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 年間240時間、月20時間という目標値ではありますが、決して無理な数字ではないと認識をしています。10年前ですとその数字をはるかに下回る数字にもなっていましたし、ただ震災があつて、この10年間はやはり復旧・復興の期間があつたということで、それはやっぱり特殊な事情もあるのかなと認識をしているところです。

その中にあつても、当然、議員おっしゃるように超過勤務の縮減、なるべく休みを取り入れる状況は確保しなければなりませんので、そこにつきましては機構改革の委員会なり庁議等でも周知しながら、あとは代休取得も含め、なるべく休めるようにしていきたいなど常々指示をしているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。

あと、取組の欄にあるんですけれども、現状の超過勤務ありきの状況を改善し、超過勤務は特別に行うことだと意識づくりを進めると、こういうようなくだりの文句があるんです。これは何かちょっと人ごとなんですけれども、そもそも超過勤務をやる場合は上司に許可を得て、そしてこういう事情によってやるんですよと、約1時間とか2時間とか、こういう申請をするんですけれども、はっきり言って本人任せではないかなと思つているんです。

2019年の労働協約の中には、限定時間を超えて労働させる場合は通常予見することができない業務の大幅な増加、それから臨時的に限定時間を超えて労働させる必要がある場合、これをできる限り具体的に定めなさいと書かれているんです。

ですから、今お話ししたように業務の都合、必要な場合とか業務上やむを得ない場合はなかなか厳しいんじゃないかなと、それに当たらないんでないかなと。この辺お伺いしたいんですけれども。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） なかなか難しい判断なのかなとは思いますが、ただ、役所の仕事上、時期的なものもあります。今ですと申告期間中とか、あとは年度末や年度初めに町民が多く役場に来て、いろんな業務をなさなければならないような状況もありますから、その部分につきましては各セクションにおいて管理職が判断をして、その状況を見ながら業務割をしていると私は判断しています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） これも厚生労働省、労働基準監督署のアンケートの中から拾ってきたんですけれども、47都道府県でこういうこと書いているんです。超過勤務を命ずる場合、職員から申告がありますかと言ったら、47の都道府県では22しかないんです、申告があつたというのは。半分以下です。そして、あと職員の申告が紙、ペーパーとかそういう形で、私がやりますよと上司に通告しているのが41件中9件しか

ないんです。これが実態だということを取りあえず参考にさせていただきたいと思います。

次に行きます。

令和元年度並びに令和2年度の1人当たりの年間平均超過勤務の時間をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 先ほど最初の質問でお答えをしたとおりですので、よろしくお願い致します。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、私、今国見町の超過勤務だけいろいろお聞きしたんですけども、国見町の職員数というのは令和2年度119名なんです。そうすると、1人当たり、ご存じのように毎年9月に人事行政の運営等の状況というのを各都道府県、各市町村全部が出すように決まっているんです。だから、それをずっと参考に見てきましたらば、国見町は今の職員数の中で57万9215円なんです、令和2年度は。令和2年度だけなんです。年間、さっき言ったように231.7時間。たまたま桑折町は130名で1人当たり22万9869円なんです。年間91時間くらいなんです。国見町は桑折町の2.5倍の超過勤務時間をいただいていると、こういうようになります。ちなみに川俣町は132名の職員で32万5757円です。国見町は川俣町の1.7倍となります。参考までに、福島市は幾らかと言うと49万8000円、199.2時間です。福島県でさえ56万1000円、224.4時間。国見町だけがすごく多いという数字をお話ししましたが、何かその辺、感ずるところはありませんか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 要因はいろいろあろうかと思います。仕事があるのか、能力が低いのか、もしくは超過勤務としてカウントしていないのかとか。あとは、管理職手当で代替しているのかといった状況も他市町村にあるのかなというふうに思っています。国見町はそういったことは一切していないので、ちゃんとした数字が出ているのかもしれない。これはあくまでも想定の中ですけれども、そういったこともあるのではないかと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今数字上だけの話で、課長からも、少しだけでは計り知れないんだというような答弁をいただきました。それはそうかもしれませんが、ただ、やはり大分量が多いなど。私考えるには、今言ったのは伊達郡3町なんです。だから、伊達郡だけで比較してみたんです。

ちなみに、国見町は36平方キロメートルくらいなんです、面積にすると。川俣町はこの3倍あります。桑折町は国見町の1.2倍くらいの広さです。広さで人数をは

かるのはいろいろあるんでしょうけれども、いずれそういうことがあるんで、取りあえず参考までにどういうふうに今後していったらいいか、教えていただきたいなと思っております。

では、次に入らせていただきます。

私のほうでプリントミスしましたんで、令和元年及び令和2年度で年間100時間と書いていましたけれども、すみませんがこれ月間の間違いでしたので訂正させていただきます。

質問に入ります。

今、令和元年度並びに令和2年度で月間100時間を超える職員は何人いるかお答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

令和元年が13人で延べ30人、複数回あったという方も含めて、令和2年が15人で延べ32人となっています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 大分100時間を超える人がいるなということをここでまた再度思っております。これ、私も前の議事録調べてみたんです。令和元年9月の定例会で、前の議員の佐藤孝さんの質問に対して、平成30年度においては月間100時間を超える人数が延べ18人いると答弁しています。また、当時の町長は、内容としてはどうということかと聞かれたときに、東日本大震災の様々な事業の推進、あるいは元気活力事業等のため仕方がなかったと、こういう答弁なんです。

また、年間1,000時間を超えている方も1人あったということなんです。そういうことがありましたけれども、これを知らなかったという当時の町長もいかがかと思うんですけれども、各課の責任者についても大変重い罪かなと私個人は思っております。

私もこの当時、まだ議員になる前でしたから各議会を見て回りました。そのとき私も傍聴したんですけれども、私自身も会社時代に労務関係の仕事を長い間しておりましたんで、当町の労務管理は大変残念だというか、疑問を持った次第であります。当時の町長は、今後このようなことがないように改善すると議会で答弁したことを覚えております。

現在はこのような状態が、さっき言ったように100時間以上が18人もあるようなことになっていますけれども、これ本当に再確認したいんですけれども、今後この180時間というのは、死ぬ前の状態というか、労働基準監督署ではそういうふうに捉えているんですよ。極力それについては解消してくださいと。会社ではそうなんでしょうけれども、役場とか県庁とか官庁ではやっぱり急に何かがあるということは、これは致し方ないことだと思いますけれども、それにしても、それらの対応をぜひお願いして、これらないようによろしくお願いしたいと思います。

5番に当たりますけれども、令和元年度並びに令和2年度の年休の取得日数について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 令和元年度につきましては、先ほどの公表データのとおり5.0日となっています。昨年度につきましては6.0日となっています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） これも、先ほどから言っているように、伊達郡3町を私ずっと比べて今質問しているんです。それで、桑折町は令和2年度は6.4日なんです。令和元年度は6.3、平成30年度は7.5と、こういう数字です。川俣町は8.9、令和元年度は9.9と、平成30年度は9.2です。参考までに、福島市は9.7、福島県は11.5と、こういうふうな数字なんです。

私は、国見町の職員は優秀な職員が多いと思っているんです。採用時には国見町の職員になりたいと、こういう希望がそちこちからあるんです。なぜだということについては、皆さんがお分かりのとおりだと思います。

6番に入ります。

労働基準法では年休取得についての年間計画がありますけれども、町は年休の取得を促すために計画年休を積極的に具体的に進める考えがあるか、ないか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成31年の4月1日から労基法第39条第7項及び第8項において「使用者は、年次有給休暇の日数が10日以上労働者に対して、5日以上について時季を指定して取得させなければならない」と規定をされています。

ただ、公務員についてはそのまま適用されないということになっています。しかしながら、国家公務員、地方公務員も含めて同様に取り扱うようにということで総務省から技術的助言が来ていることもあり、町としては努力義務であると考えています。

町としては、令和元年8月に庁議さらには令和2年の庁議でも計画的に取得するように周知を図って、年休取得が5日未満の職員について、年次有給休暇の取得計画の提出をさせまして、それぞれの所管において取得の勧奨について行っているところで

す。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 7番目の質問に入ります。

現在、コロナ禍における職員のテレワークの実績並びに基本的な考えを伺いたいと思います。現在、報道によると、コロナ禍では職員のテレワーク率を上げて感染リスクを下げるように言われております。当町のテレワークは、新型コロナが発生してから、令和元年から現在まで、延べ何人くらいの職員が在宅職員や会議室でのテレワー

クで会議を行ったか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 冒頭、先ほどのご提言については厳粛に受け止めさせていただいて、労働組合とも協議しながら進めていきたいと考えていますので、よろしく願います。

コロナ禍における職員のテレワークの実績ですが、令和元年からの部分につきましては試行でしたので、数字的に現在持ち合わせておりません。約200名程度の実績だったと認識をしております。

今回のコロナ禍における部分につきましては、業務継続を図るため、町では基本的な実施要項、細則に基づきまして、この期間中実施をしてきました。2月1日から18日までの第1期、前半分です。庁舎ではこの3階の議場をお借りしまして、ただいま教育委員会では観月台文化センター会議室をサテライトオフィスとして延べ275人がリモート。あと、自宅でのテレワークにつきましては延べ43人、合計318人が実施をしたところです。

さらに、延長後の2月21日から本日までですが、サテライトが延べ138人、テレワークが延べ24人、合計162人となっており、合わせて480人が実施をしたところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今いろいろ趣旨お話ししてきましたけれども、伊達郡の3町で国見町の超過勤務が格段に多い、年休の消化率が下回っている。これについては、再々になりますけれども、何が原因なんですか。行政は、私がこんなことを言うのもあれなんですけれども、3町は3割自治だと思えるんですけれども、ほとんど金を国・県から頂いている補助金でやっている。その仕事が本当多いんでしょうけれども、それにプラスして独自の町の仕事なんだろうけれども、その独自の仕事がいっぱい多いのか、その辺を具体的にお答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 超過勤務が多い理由がどこにあるのかというのは、多分なかなか突き詰めても分からない部分が多々あるんだろうと思います。1つは、言いたくないですけども、職員のスキルの差がある部分、あるだろうと。あと、もともと人が足りないのかもしれない。そういった部分が具体的な要因としてある。あとは、仕事の差配です。やり方をどうしているのかという部分が各セクトによって多分違う部分があるのかなというふうに、総務当局のほうでそうは言っても、皆さんにはそれぞれの考え方があって、やり方はその管理職に任されている部分もありますから、その整理はそこできちんとなされるべきだろうと思っているところでもございます。なので、そこをどうするか。

あとは、町長いますけれども、政策的な部分あると思います。政策的にこれをやるとなったときに、やっぱりそこに力が入れば仕事の量が増えてくるということになる

ので、それはそのときの政治家の政策によっては変わってくる部分あるんだろうなと考えているところです。ですので、できれば総務当局としてはその辺を平準化して、全体の中でやり方を含めてやっていこうと考えているんですけども、その一つの一端としては、システムをもうちょっと使いやすいシステムに変えていくとか、電子決裁にしていくとか、紙を減らすとか、そういった細かい業務を減らしていくことも大事だし、そういったものを含めて今後検討していきたいと考えてます。

あとは、休みの部分ですが、確かに他町に比べて年休取得が少ないというのは分かっています。ただ、逆に、国見町の場合は休暇制度がかなり充実をしている町だなと考えています。昔は、子どもの参観日とか、病気になったとき、そういうところには年休でないと休めなかったんですけども、その代わり今は子どもを持つ親御さん、母性保護の観点から、子ども看護休暇というのも入れていますし、リフレッシュ休暇、夏季休暇も法定よりも多い5日に設定をしておりますし、あとは職務専念義務の免除なんかも充実しているという状況もございますから、その辺も含めて、トータルの休暇を足せば、他町にはもう引けを取らないぐらいの休暇数にはなっているのではないかと。

ただ、年休だけ捉まえてみれば、確かに桑折町から1日少ないとか、川俣町からは3日、4日少ないとかというようになっているのかもしれませんが、そういったことも考えれば、私個人としてはそんなに休ませていないという感覚はないということでご理解をいただきたいなと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 重ねて答弁しますが、超過勤務の件です。これは、確かに引地も町職員でした。管理職になったのが震災の年でした。それから今日までのことを考えますと、町民からの要望にきちんと応えようとすればするほど仕事は増えます。確かに総務課長が言うように職員一人一人のスキルもありますが、総じてそれほど差はないものだと思っています、スキルに関しては。ただ、仕事の仕方を知らない職員はいます。その差が超過勤務に現れているのかどうなのかというのはまた別のことなのかもしれませんが、町職員、今ここにいる管理職もそうなんです、まずは町民の暮らしをよくしたい、町をよくしたい、そういった根本にあるもの、これに忠実に自分なりに従おうとしたときに業務は増えます。

仕事ができると評価をされている職員にしてみると、自分で仕事を見つけるんです。それは、故意に増やしているのではなくて、洞察力があるので、これをやったらこれもこうだろう、ああだろう。では、これいったらそちらもそうだろうという、言い方悪いのかもしれませんが、自分で仕事を増やしてしまう。そして、それを町民にフィードバックする。町民が少しでもよくなるようにしたいと思ってしまう。そういったところは当然、公務員としてはあるんだと思います。

一般企業であれば、そこはもっとドライだと思います。会社が潰れなければいいという、そこに軸足があるように思いますから、案外きちんと労務管理やら何やらでき

るのかもしれませんが、公務員の特性として、特にこの国見町の職員の特性として、震災後の10年間でやれることはみんなやろうという意気込みで来ましたから、今もやはりその気質は残っているんだと思います。そこをちょっと考えていただきたい。超過勤務イコール全てが悪だというふうに引地は捉えていません。町民のニーズに応えようとすればするほど業務が増える。業務が増えれば当然勤務時間も増えてしまう。そこはご理解いただきたい。

ただ、今の状況が本当に労働者にとっていいのか、職員にとっていいのかと言われるれば、それはまた違うよなという思いは当然あります。ただ、いつになったらこの公務員の仕事が平準化されるんだろうという思いもやっぱりあります。震災があって、地震があって、そして今コロナです。この次何が来るんだろうという、そのときに、では労働時間減らすために超過勤務しなくていいよ、するなという命令をしたとしても、その結果が町民に対してマイナスのことが出てしまったんでは、我々はここにいる意味がないのかなと思います。その点、ご理解をいただきたいと思います。

あと、年次有給休暇については、今総務課長がお話しをしたとおりです。国見町の特別休暇というものがあるんですが、それは本当に充実しています。それをまず消化してしまうと、年次有給休暇を消化しなくても間に合ってしまうという場合もあるんです。ただ単に年次有給休暇の取得率が国見町は低いという指摘をするのではなくて、それに代わる職員の福利厚生がしっかりしているということも議員は知るべきだと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、町長からの、いろいろ町民の要望に応えるためには、これは必要だということについては当然分かっております。それで、これについては我々今までの会社員と地方公務員、それとの差というのは当然仕事の内容が違うというのも理解しておりますので、ただ、先ほど町長が言った特別休暇、福利厚生が多いというのは、さっき言ったように、県も含めてほとんど同じなんです。夏休みはあり、いろいろな福利厚生というのはほとんど同じなんです。国見町だけが福利厚生でいろいろプラスアルファがあるというのはあまりないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。桑折町と川俣町に比べてここが多いんだという点があったら教えてください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 内容としてはさほど変わらないのかなというふうに思いますけれども、取り方がもしかすると違うのかもしれないということです。特別休暇を使うまでもなく年休で取らせているかもしれないし、この辺が市町村によって分かりませんので、そういったことも含めると一概に比較もできないということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次に、福島県の認知症施策推進行動計画「チームオレンジ」につい

て伺いたいと思います。

認知症患者になった方の支援策としてチームオレンジがあります。チームオレンジは、認知症サポーターが中心になり、認知症の方やその家族が安心して暮らしていける具体的な支援行動を言いますが、支援体制の設置状況は現在、郡山市と白河市のみとの報道があります。県は令和7年度までに全市町村に設置を目標としております。当町の高齢化率は令和2年度で41%と県北で最下位の数字であります。特に認知症になる確率は全国で5人に1人が該当すると言われております。福島県、これは平成29年度の統計ですけれども、10月現在で8万4000人の認知症高齢者、それから7万3000人以上が軽度認知障害、こういう数字が出ております。当町でも85歳以上の人は4人に1人が認知症だと言われております。

そこで、当町の第8期国見町介護保険事業及び第6次国見町総合計画の中でも高齢者支援について記載されております。当町の対応は現在、地域包括支援センターが対応していると思われませんが、県が打ち出しているチームオレンジの設置と当町の取組について伺いたいと思います。

それで、当町の認知症と思われる高齢者は今現在幾らいるか、教えていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

町内の認知症高齢者の正確な人数は把握できていないというのが実情でございます。そこで、要介護認定者のうち認知症と判断される高齢者の人数についてお答えいたします。令和3年3月末で要介護認定を受けている572人のうち207人が認知症または認知症を併発している状況でございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次に、認知症サポーターという登録制度があるんですけども、実態活動と実態の人数は幾らほどいるか教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

認知症サポーター養成講座については平成21年度に開講しまして、これまで1,225人が受講し、サポーターとして登録をしております。そのうち町職員の登録者は68人となっております。活動についてですが、具体的には、地域で近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなどで、また、窓口などで認知症が疑われる人に接するときに適切な対応を取るといったことでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。

3番に入ります。

国見版の認知症高齢者SOSネットワークの構築を行うとありますが、現在の進行状況についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

町は、認知症高齢者が徘徊などで行方不明になったときの早期発見と保護を充実させるため、認知症高齢者SOSネットワークの整備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの蔓延で中断をしているところです。現在、令和4年度の運用開始を目指しまして、地域包括支援センターと連携して、行方不明になる可能性が高い高齢者の事前登録、また行方不明になったときの捜索や保護を支援する認知症サポーターと関係機関の取りまとめを行っているところでございます。さらに、地域全体で見守る体制をつくるために徘徊模擬訓練、これは地域住民による認知症の人への声かけ訓練ですが、こうした訓練を行い、ネットワークの構築を進めることとしているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今お話し伺いました。大分人が要るなという感じなんですけれども、それから最後に、第8期国見町介護保険事業計画の調査にニーズ調査というのがあるんですけれども、その中で一般高齢者、65歳以上です、この人が何が今心配だというところで、認知症にいつになるか心配だと。これは38.6%あるんだそうです。在宅要介護者、これも同じように認知症にいつになるか心配だと、この人が31.6%なんです。だから、ここにいる人は65歳以上の人はほとんどいませんから、こちらは別です。ですから、あまり心配しないのでしょうかけれども、現実問題として、本当に3人に1人くらいこういう問題を抱えていると。多分コロナ禍にも、家族の中にもそういう人がいるかもしれませんので、そういう対策をぜひお願いしたいなど。

それで、提案だったらいいということで、提案にしたいんですけれども……

議長（東海林一樹君） 提案なしで質問だけしてください。

5番（山崎健吉君） たまたま毎日私の近所で郵便局員さんとか宅配屋さんがいるんです。その人たちを連絡員としてやってもらったらいかかかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えているんですか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

民間事業者との連携というようなことかと思いますが、町は民間事業所と高齢者の見守りについて連携をしてございまして、JAふくしま未来、セブンイレブン、あとみやぎ生協、それからヤマト運輸、そして郵便局などと地域見守り協定を結んでおりまして、そういった業者が配達などで高齢者宅を訪問した際に異変に気づいた場合については、通報される仕組みとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 私もこの間、観月台文化センターに地域包括支援センターが奥のほうにあるというのが初めて分かりました。私もあの辺の近くの町内なんですけれども、2階に行って初めてあそこに地域包括支援センターがあるというのが分かりました。そういう人が3人に1人くらいずつあるということですので、せっかくですのでぜひもっと見えるところに置いて、PR方をお願いして、私の質問とします。
以上です。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時まで休議いたします。

（午前10時52分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（3番宍戸武志君 登壇）

3 番（宍戸武志君） それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思えます。

まず、過疎の指定を受け、町の基本的な考え方という形で町長の施政方針演説のいうのがあったんですけれども、その中で、過疎についても触れられた部分があります。令和2年度の国勢調査の結果、人口減少率の要件等満たしまして、4月1日付で国見町は全域過疎という形の指定を受けました。過疎法というのは、人口減少率や財政力を基に対象地域を指定しまして、その中で受けた地域については過疎債など手厚い財政支援策、国・県等からその分補助が出るというものなんです。だから、それはそれで私はいいと思うんです。

それと、指定された市町村は議員の議決も受けて、必ず過疎地域持続的発展計画、これを定めなきゃならないということです。こんなこと、町民は分かりません。本町が過疎地域に指定されたというのは、私、議員であっても驚いたんです。何で国見町がということなんです。

ちょっとショッキングな話しますと、2014年度増田レポートということで地方の消滅、消える市町村という形で、その中で、これ産経新聞なんですけれども、1月15日あたりか。人口減止まらぬ消滅可能都市ということで、これを出した思いというのは、これは大変な問題ですよということで、自治体が、スルーすると大変なことになると。

ただし、国見町もこれについては計画等練ってきたと思うんです。長期、短期計画です。でも、これ指定されたということで、指定されたというのはやっぱり我々政治、

行政、この辺の責任もあるのではないかなど。政治、行政は、やっぱり結果責任なんです。本当に努力したと言っても結果責任。これは免れない事実だと思います。

まず、1点目です。本町が過疎地域に指定された経過をお聞きしたいと。令和2年度の国勢調査が基になっているということは承知しております。人口減少率、高齢化比率、若年者の割合、財政指数等が考えられます。財政指数、これは残念ながら国見町、大きな企業等ありません。だから、これ必然的にこうなっちゃうなと思うんですけども、この辺お聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 3番議員のご質問にお答えします。

今回の過疎指定の理由については、議員がおっしゃったとおりです。過疎地域の指定は、令和2年度までの国勢調査の結果を基に算出した指数が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の要件に合致したということです。国見町がどの要件に該当したのかは非公開です。ただ、国の要件と町が独自に試算した数値をお知らせします。

過去40年間の人口減少率が25%以上、これが国の基準ですが、町は28.3%。65歳以上の人口比率が38%以上、これが42.15%。15歳以上30歳未満の人口比率が11%、これが10.49%。過去25年間の人口減少率が23%以上、これが26.38%。そして、直近の財政力指数が0.51以下、これが0.33。こういった指数値に合致したものと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） では、2番目に移らせていただきます。

本町の過疎指定で何が変化があるのか。多分、私、何にも変化ないと思うんです。皆さんも感じていると思うんですけれども、これ、時間軸でいきますとやっぱり5年、10年たって変化はあると思うんですけれども、この辺、何か変化があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。これも議員お見込みのとおりです。すぐに変化というものは出てきません。町に組織の行政運営であったり町民の暮らし、これに直ちに変化が出てくるとは思っていません。また、すぐに不利益が現れるということもないと思っています。

昨日の行政報告のとおり、町の喫緊の業務、これは出てきます。過疎地域持続的発展計画、これを町は策定しなければなりません。この業務が新たに加わります。また、この発展計画に関しては過日、総合計画審議会、これにおいて業務の内容であったり、あるいはスケジュール、これについては説明をしています。そして、この計画、これが承認された後に認められる財政上の特別措置であったり国税の特例、地方税の減収補填措置とか、あるいは一番興味のある過疎対策事業債、こういったものをこの計画では網羅的、重層的に最大限活用して今後の国見町をつくっていくこととなります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次、3番に移らせていただきます。

過疎対策事業債等の発行が可能になるということで、手厚く保護を受けると。国・県の介入指導が強化されるのかどうか。または、金を出す、口を出す、人を出す。これはいいとは思いますが、あまり出されても自治の独立が脅かされる危険もあると思うんですが、この辺の考え方はどうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今質問にあったような、何をもって介入指導なのか。介入指導という発言をなさった意味をはかりかねますので答弁できません。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次、4番に移ります。

全国で少子高齢化が進んでいるということで、本町も同様に考えていると思います。少子高齢化の発端は、1966年の地域経済学会の地方部会でもって取り上げられたのが始めだと思います。この間、国見町は、難しいと思うんですが、どんな施策を打ってきたのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

先ほど、今回の過疎地域指定に関わる要件をお話ししました。その中で、過去40年間の人口減少率という、そういった項目もございましたので、国見町が誕生してから、昭和50年代からこの町が取り組んできた事業についてお話しをします。

町は、若い世代の移住・定住策として、山崎耕谷、日向、宮舘、板橋、小林、そして国見ニュータウンの造成、雇用促進住宅の誘致、滝山団地、板橋南団地の建設。産業振興策として、伊達西部、小坂、貝田地区の圃場整備事業、工業団地造成と企業誘致。子どもの教育環境整備策として、藤田、森江野幼稚園の設置、改築、そしてその後の統合、小坂、藤田、森江野、大木戸、大枝の各小学校の改築、そしてその後の統合、県北中学校の改築。そして子育て支援策、これについては町立保育所の改築、延長保育、ゼロ歳児保育の実施、給食費無償化。続いて、福祉医療策として、公立藤田総合病院の設立、移転と改築、社会福祉協議会の法人化、デイサービスセンター建設。そしてまた、文化芸術・社会教育・社会体育の充実策として、町民福祉センターの建設、その後観月台文化センターの建設、上野台運動公園の設置。こういったハード、ソフト両面の施策を展開してきました。

昭和29年3月に国見町が誕生してから、その時々々の執行部、彼らは住民福祉の向上と国見町の維持発展を第一義に、必要と思われる最大公約数の施策を決定し、実行してきました。今の国見町もその延長線上にあります。

なお、今述べた施策はほんの一例です。これまでの町の歩みと施策決定までの議論の過程や詳細、これは議会事務局が保管する議事録、各世帯に既に配布されている広

報縮刷版や総務課が保管する広報紙をご覧ください。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次に、5番目行きます。

このままでは人口減少が進む。統計的に見ても進むと思います。ここから多くの住民の移住等がないと、住むのはいいんですけども、最小限に食い止めるということしかないかなと思います。

それと、昨年質問で、町に魅力がないと人は来ないと申し上げました。未来や展望のある町にすべきと考えます。若者も、出ていくのはしょうがないと思うんですけども、戻ってきたいと思う若者も結構多いんです。そうすると、やっぱり魅力がないと戻ってこないということで、この辺も具体的な施策、あったら教えていただきたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

平成27年度に国見町の人口ビジョンを策定しています。この国見町の人口ビジョンは、全国の多くの地方公共団体と同様に人口減少を想定しています。ただ、当然これも質問の中にあっただように、その減少度合いを緩やかにするための施策構築と実現に向けた取組をこの町は進めています。また、現時の施策展開の根幹は第6次総合計画です。6つのまちづくりを実現するための13の政策、41の施策、これをもって実施計画とする事業予算を確実に遂行し、まちづくりを進めることとしています。具体的な施策実行は、第6次総合計画の実施計画となっている令和3年度の各会計当初予算、補正予算、令和4年度の各会計の当初予算をご覧ください。

再度申し上げますが、過疎指定に伴って策定する過疎地域持続的発展計画というのは、この第6次総合計画に付随します。さらに付け加えれば、地域の魅力は、この地に住む私たちにとっては当たり前過ぎて気づかないことが多いこと、私たちの当たり前が、逆によその人たちにとっては、国見ならではのとても魅力的な宝物だということはこの10年の取組で知っています。この取組に協力してくれる町民と一緒に、当たりの再発見と発信をこの10年間続けてきました。

地域に魅力がないと人が来ないと発言ですが、この町に魅力はあります。この町には魅力がないと言うのであれば、その人には目の前の宝物が見えていないか、この町への愛着が薄いのか、そのいずれかだと思います。否定からは何も生まれません。私たち自身がこの町を否定するのではなく、長い間培われた風土的な生活文化や農産物をはじめ、全ての国見町の事象がその良さを再確認すること、これが大事だと思っています。地域の魅力発信は、まず私たちが私たち自身を肯定することから始まると思います。これまでの事業を核として、それと併せて常に新しい流れを見ながら、国見町の魅力発信をブラッシュアップしていくと、そういうことを考えて今、町政に臨んでいます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 誤解のないように、私は、国見町には魅力がないと言っておりますので、この辺十分お察しいただきたいなと思います。

次に移ります。

私、過疎地域指定の脱却を考えるべきであるということで、国見町、交通等のアクセスもいいんです。仙台は近いし、福島、郡山、ちょっと行けば東京。医療機関もあるということで、中山間地というか、言ってみれば会津とか、言い方ちょっとあれなんですけれども、阿武隈高原とかというよりも条件的にはいいと思うんです。

過疎地指定のでも何ら構わないと言う人もいるんですけれども、手厚い保護が受けられるからということなんですけれども、この不名誉な指定ということ、これは一般町民から見ますと、何だ、国見町はみんなに任せているのに過疎指定になったんでないかという声が多いんです。これは住民なんです。だから、あえて私は不名誉なと言うことで、何も行政、政治、我々、多分一生懸命やってきたと思うんです。

けれども、先ほど言ったように行政は結果責任なので、即脱却すべきと考えます。すぐにでも脱却計画を作成すべきと考えますが、この辺どう考えているか、教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 答弁する前に、過疎指定を不名誉な指定だとの発言、これは町民が言っているということではありますが、この場で発言をされているのはあなたです。この発言はこの場でいかななものか。なぜなら、1町4村が合併して国見町となって以来、この町が真摯に取り組んできた施策についてはさきに述べています。それを聞いた上でもなおくだんの発言をするということは、歴代の町長、議会議員、町職員、そしてまちづくりに協力した多くの町民の努力に対して、敬意もなく、評価もせず、全否定する発言と受け止めざるを得ません。

かつ、この本会議の様子はインターネットを通じて全国に発信されていることを知りながら、なおかつこの発言をすることは、全国の過疎地域と指定されている地方公共団体に対しても非礼極まりないもの。発言の釈明と謝罪、その上での訂正または、削除を求めます。これがない場合は、かの議員の発言を肯定することになるため、これ以後、これに関連する質問への答弁はいたしません。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、この発言については撤回するつもりはございません。この件について、もう終わりますですけれども、一つのやっぱり大きなきっかけだと思います。今後、行政、政治もちろん、町民の人々も参加していただいて、オール国見でこれに対応しないと、またずるずると行く恐れがありますので、この辺もよくご承知をお願いしたいと思います。私や議員もこの辺については頑張っていきたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次の質問に入ってください。

宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） 次は、NHK大河ドラマを生かした本町の活性化ということで、1 番目はちょっと暗い話題なんですけれども、2 番目はこれ、明るい話題ということで、鎌倉時代を背景にしたNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放映が始まりました、テレビなんですけれども。この時代、1189年、藤原泰衡が源頼朝と奥州合戦、この地で行ったんです。そして、阿津賀志山防塁を築きました。今、主役の北条義時も身辺警護で奥州合戦に付き従ったんです。この辺で多分、くにみの日、義経まつり、昨年7月にあつかし千年公園をオープンしました。

ひもとくと、1990年、当町では奥州合戦800年祭ということで大々的なイベントが行われたんです。このときに日本三大合戦の一つ、関ヶ原の戦い、戊辰の役、そして奥州合戦という形で大々的にイベントが行われました。大変盛り上がったと聞いております。このことも含めまして、大河ドラマを利用して全国にPRをしてはどうかと。元気のない町には人は集まりません。小規模な町なので、その件も含めまして絶好なチャンスとして捉えて、町としての今後の対応をどうするか、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず第1、大河ドラマの件でNHK、マスコミ等から問合せ、依頼等があったと伺う。どのような対応をされたのかを聞きたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

昨年6月にNHK大河ドラマの制作関係者が来町し、阿津賀志山防塁など現地を視察してございます。直近では、詳細は未定となっておりますが、鎌倉市内でのPR事業への参加について、NHK側から情報提供がありました。前向きに対処してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） 次に、自治体には大河ドラマを誘致して地域の活性化につなげようと努力しているところは多々あるんです。今、情報発信の時代です。PRの時代です。SNSの時代でもあります。これ、自治体、しのぎを削っているんです。大河ドラマは地域住民と観光双方の利益の実感が町民にも共感できる、得られるということで、この辺もどう考えているのか、お聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

ドラマの視聴者が、このドラマに関係する地域に赴いていることは承知しております。また、一時的、局所的ですが、経済効果があったことも知っています。一方で、放映の年に増加した観光入込者数とその翌年以降に激減する事例がほとんどということも事実です。私たちは、ドラマ放映によるPR効果は大きいですが、一過性の傾向が強いということをしっかり認識しなければなりません。

国見町は、持続的な取組が見込めるコンテンツが示されれば、それを吟味して町の考えを示し、相手側がこれを了承してくれるのであれば、参画する意思は十分にあり

ます。一方の主張ばかりが通る関係であったり、単なる一過性の可能性が大きかったりした場合は、多寡に関わらず公費支出はすべきでないと考えております。

東日本大震災と原発事故からの復旧の過程で、国見町が選択した観光分野への基本的な考え方というのはさきに答弁したとおりですが、国見町ならではの宝物を町民自らが自覚して、これを発信するという事です。これを実現した代表的な事例が歴史まちづくり計画の策定であったり、農業を核にした体験型の食や生活文化を観光資源と捉えるローカルファースト的なくにみしゅらんなどの事業です。地道で、地に足をつけた堅実な観光資源の活用だと思っています。

新型感染症以前のような観光事業の展開は難しいかもしれません。この町ならではの歴史、質の高い農産物、美しい空気感など、国見町が誇れる地域資源とお裾分けをはじめとした町民の温かさ、これを肌で感じてもらう着地型の観光事業、これを継続していきたいと思っています。

令和4年度当初予算では、歴史公園、これの利活用、義経まつり、歴史ウォーク、歴史シンポジウム、音声ガイドで町内の歴史スポットを巡る音旅、さらには東京銀座、歌舞伎座でのふくしま国見物産展などの事業費を計上しています。これらの事業を展開して、継続的に国見町を応援してくれる人たちを増やしていきたいと考えています。

大河ドラマを否定するわけではありませんが、使えるものは使う。ただ、町の姿勢に合わないこと、これはこの町は無理してやらない。地に足をつけた堅実な観光施策を継続し、発展させる。その考え方を堅持したいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私はこの発言、ちょっと疑問を持ちます。ということは、これ、内向きなんです。自分たちに納得をするような形の発言だと思います。それでは全国にやっぱりPRできないです。国見町、全国に打って出ていくことできません、そういう考えであれば。

それともう一つ。私ずっと町外に住んでいました。見ていますと、やっぱり応援したいという気持ちあるんです。だから、大河ドラマ、これ一過性か分からないけれども、これを起爆剤としてやっぱりPRすべきだと思います。

それと、町内に住んでいる人にも、これPRすると必ず人が集まりますんで、この辺もよく含めて、内向きな対策という形ではなくて、もうちょっとPRをしまして、こういう人たち、町外、町内にいる人たちのバックアップをしていただきたいなと思います。

では、次移ります。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 今の発言に対してお答えします。

決して内向きではありません。これはさきの答弁のとおり、まず町の人が納得をしない事業をしても継続しないんです。それはこの8年間、いろんな元気活力事業をやってきた、その結果なんです。そのときよければいいかということでやる事業は、町

の人のためにはなりません。あなたがおっしゃるような発信、これは町はしています。していないわけではない。そこのところを誤解なさないように。

昨年、NHKの朝の連続テレビ小説、福島が舞台でしたね。あの子の惨状をあなたはお覧になっていますか。残ったのは薄汚れたのぼり旗と色のあせたポスターです。それはどうなんだろうと私は思います。ただ、先ほど私が申し上げたとおり、相手側とうまく話がついて、やれるものは町はやるつもりであります。そこのところもご理解いただきたい。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） それでは、この大河ドラマについても利用してPRするということがよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 再度申し上げます。利用できるコンテンツがあれば利用します。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、負の側面ばかり言っちゃうと、これ前向きな取組できないと思うんです。これ、前向きな取組して、失敗して、いいと思うんです。後ろ向きだったら何も発展しませんので、この辺もよろしくお願ひしたいと思います。

次、移ります。

4番目、大河ドラマに関連したイベントやグッズなどを企画、ありとあらゆる宣伝媒体を使って情報発信してはどうか。この辺を質問いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

これまでの例を見ますと、やはり一過性の現象になる可能性が見て取れるということです。他方、他者との関係で利用できることは利用しながらも、町独自の一貫した取組を継続するということが再三申し上げたとおりです。納得なさっていないようですが、それが町の考え方です。

質問のような取組、イベントやグッズ、これについても、民間の方々が行うことは、これはいいことだと思っています。ただ、町として殊更に軽々しく新たなイベントを開催したり、グッズを企画し、販売したりすることは、町のブランディングの観点から見てもいかなものかと思います。これまで国見町は、歩みはゆっくりかもしれませんが、地道に地に足をつけた堅実な取組を観光分野についてもしてきました。これからもそれを継続していきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 今の答弁聞いていますと、後ろ向きなんです。これ、イベントのマイナスあります、ネットで調べますと。だけれども、結果的にはプラスなんです、これ。だから、住民も大いに期待しているんです、この大河ドラマについては、国見と

の関係においても、この辺再度、認識を新たにさせていただきたいと思います。それはあなたの考え方です。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 町として、やれることはやります。ただ、町の考え方に沿わない、このドラマに関係した観光事業というのは、それはできないという話をしているのです。誤解のなさないように。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私、全然分かりません、その内容。

では、次に進みます。

次、NHKの朝ドラ「おかえりモネ」ということで、これ登米で、ちょっと大河ドラマとは違うんですけども、ふるさと納税が3倍に増えたということで、メディア上手に利用しまして、町を盛り上げ元気になっています。町の重要な役割と私は考えるんです。やっぱり国見は地味です。この辺、お聞かせ願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

これも先ほど来答弁をしていることが中心になります。それに加えて、ふるさと納税でございます。これについては、ふるさと納税は外的な要因、ドラマの放映であったり、そういったことも確かにあろうかと思えます。ただ、その因果関係は確かではないと思っています。ですから、ドラマ放映とは切り離して、このふるさと納税制度が存続する限り、持続的、恒久的にふるさと納税が確保されるような堅実な取組をしたいと思っています。令和に入って、国見町のふるさと納税は増加傾向にあります。これは国見町の農産物が高品質なことに加えて、事務方が申込みサイトを増やしたこと、これが大きな要因です。

また、これとは別に、チャンネルの一つとして考えられるものが、年間130万を超す人が訪れる道の駅国見あつかしの郷の活用です。この道の駅を訪れた人が容易に国見町へのふるさと納税ができる仕組み、これを構築することも有効な手段の一つだと考えています。その中で、あなたがおっしゃるような外的な要因との関連、これができるのであれば、当然町はします。そういった、できることはやる。ただ、無理に虚勢を張ってまでやる必要のないことに関しては、町はなかなか難しいという判断をするということです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、ちょっと言っている意味が分かりません。消極的なんです。何でもかんでも否定しちゃう。否定していないところもあるんですけども。これ、やってみないと分からないです。まずはやりましょうよ、これ。

ということで、これ最後になりますけれども、みんなで国見町町民が町を盛り上げないといけないんです。おみこし系でないといけないんです。我々、政治、行政、それと町民なんです。この方をどう動かしていくか。それが元気な町になるもどと思

います。もうちょっと前向きでお願いしたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 最後にお話をします。

町の観光イベント、これについての見直しも当然、このドラマの放映を視野に入れて考えています。現在ある歴史的なイベント、義経まつりにしてもそうですが、先ほど来年度予算で予算計上した事業、これについても当然、ドラマの放映、これを念頭において構築をするという立場でいます。

ですから、新たな事業ではなく、これまで継続をしてきた事業に色を加える、そういったことを考えていることをお知らせしておきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 積極的に、前向きで何事にも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） さきに通告した内容に従い、一般質問を行います。

まず、大雪に対する除雪の態勢についてお伺いいたします。

今年年明け早々大雪に見舞われました。主要道路は除雪なしでは車での走行が困難な状況でした。除雪に当たられた業者の方々には深く感謝の意を表します。

さて、除雪の態勢はそのときの天候に左右され、状況に応じた対応が求められますが、基本的な方針と想定外の積雪時の対応についてお伺いいたします。

まず1番目ですが、業者が除雪車で除雪する基準、例えば何センチ積もったら、あるいは何時から除雪を始めると、そういう基準があればお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

まず、除雪開始基準としましては、道路上の積雪でございますが、おおむね15センチから、開始時間につきましては、状況によりましては、早朝午前4時を目安として各業者に指示を出して除雪作業を行ってございます。なお、降雪状況にもよりましては、夜間の除雪作業を行う場合もございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 除雪する道路の順番と申しますか、あとは担当区域とか、それはあらかじめ業者の間で決まっておりますか、その実態についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

除雪につきましては、町内全域を10の区域に分けて、地元の建設業者9社で担当区域の町道の除雪の作業を行ってございます。除雪作業の優先順位でございます。

が、交通量の多い幹線道路、また積雪量の多い山間部の生活道路などでございます。また、子どもたちの通学に支障を来すことが見込まれる場合におきましては、歩道も含めて対応しているところでございます。加えて、除雪作業のほかに、町内各所に凍結防止のため融雪剤の散布も行っております。さらに、個別の除雪要請があった場合につきましては、優先する道路の除雪作業の状況を見極めながら対応しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今年には特に雪が多かったわけですが、今回の除雪にかかる費用は幾らになっていますか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、昨年度でございますが、決算ベースで申し上げますと、除雪作業と融雪剤散布作業を合わせまして971万3000円でございます。これに対して、今年度の見込額としましては、現時点におきましては2100万円を見込んでございます。

なお、過去10年を見ますと、最多が平成29年度の1295万7000円でございます。最少を申し上げますと、令和元年度の18万5000円でございます。平均しますと534万8000円というような数字でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいま費用をお聞きしましたが、ここ数年では最高の費用額になっております。積雪、解けないまま日陰となっているところ、踏み固まって雪が凍ってしまっていつまでも解けないという状況のところがあります。私も公営団地、2月の中旬にどうなっているのかなという感じで見ましたら、まだその時点でもう道路も数十メートルにわたって凍った状態のところがあって、通行に支障を来しているところがありました。このような場合、なかなか個人では取り除くことが容易ではないと。そういうときに、町のほうに取り除きを要請すれば対応してもらえるのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、ちょっと基本的なことを申し上げさせていただきたいと思います。団地内道路につきましては、除雪作業を行ったときに寄せられた雪がちょっと門口に積もって車庫から車が出せないとか、また逆に入れれないとか、そういった悪化する状況があるんです。そういったこともありますので、積雪の多い団地もございます。そういった場所を除いて、除雪というのは基本的に行っていないんです。そのため、町内会からの要請で融雪剤の配布を行うなど、地域住民のご協力をいただいている状況でございます。

しかし、積雪量、これが増えて、圧雪凍結で路面状況がシビアになってわだちとか

できたり、車の走行に支障が出るような場合は、状況に応じて除雪というもので対応したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） 今のような場合とちょっと関連しますけれども、今年度について、ぜひ除雪してもらいたいと、そういうような状況は今回ありましたか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 場所によっては、個別の除雪要請というのはございました。全般的なお話ですけれども、どことは言いませんけれども、要請はございました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） 本当に今回は何年かに一度の大雪ということで、取り残された雪がなかなか個人では取り除くことができないという場合、お年寄りの方のそういう家庭も今は多いわけですので、その辺はぜひ要請に応じて弾力的に対応していただければと思います。

時間があれば次の質問に移りますが。

議長（東海林一樹君） 次の質問は1時からにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

8 番（佐藤定男君） では、大雪に対する質問はこれで終わります。ありがとうございます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

(午前11時56分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） ヤングケアラー問題の実態調査の結果についてお聞きいたします。

私、6月定例議会でヤングケアラーの問題について一般質問をいたしました。

今般、実態調査を終了したとお聞きいたしましたので、その調査の結果、内容及び今後の方針についてお伺いします。

まず、実態調査の対象者についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 8 番佐藤議員の質問にお答えいたします。

この実態調査につきましては、県北中学校の全校生198名を対象に実施しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） この実施時期については、いつ行われましたか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

昨年9月に、ヤングケアラーがどういうものかという啓発と予備調査を実施いたしました。次に、10月から11月にかけて、予備調査で「世話をしている家族がいる」と回答しました生徒を対象に、担当教諭が聞き取り、インタビュー方式により、本調査を行ったということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 調査結果の内容についてお聞きいたします。

いわゆるヤングケアラーと思われる生徒の存在について、該当者と思われる生徒は実際に存在いたしましたか。お願いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

ただいま、予備調査をまず実施したとお答えしましたけれども、その中で「世話をしている家族がいる」と回答したのは5人という結果でした。

この5人のうち4名につきましては、高齢のおじいちゃん、おばあさんの高齢家族の世話や、弟、妹の面倒を見たりしているというのが内容でございました。5人のうちのこの4人についてはこのようなことで、この4人について、聞き取り調査と資料調査としまして、介護の関係等の調査を進めたところ、世話をしている高齢者につきましては福祉サービスを定期的にご利用したり、妹や弟の面倒を見たりしていても、その時間がそんなに長くない、極端に短いということから、それぞれの支援を必要とするヤングケアラーには該当しないということで判断をしました。

また、5人のうち1人は、ヤングケアラーとは異なる理由で、学校教育課・県北中学校、そして福祉課で支援の必要な生徒として見守りの対象とされており、これにつきましては、要保護児童対策地域協議会の当該生徒に登録されていることから、継続的に複数の支援機関が関わって支援しておりますので、ヤングケアラーとしての支援には該当しないと、以上のようなことで判断をしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、ちょっと人数をお聞きして、もう一度確認したいんですけども、最後のほうにおっしゃった人につきましては、1人の方が、これは以前からの継続で対応していくと。そのほかの4名の方ですか、聞き取りなどを行って、いわゆるヤングケアラーには該当しないと判断されたということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 弟の世話、さらには老人の世話ということで、ケアラーとしてはケアをしていますが、それが極めて短い時間で、それが学業ですとかいろいろやりたいことについて大きく支障になっているということではありませんので、ケアラーであります。支援の対象には当たらないという判断でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ちょっと言葉の使い方なので、ケアラーではなくて、ケアラーとしての支援対象者ではないとそういうことですね。

そうしますと、このいわゆる該当と思われる5人の方については、調査の結果を見て、今までと特に変わった対応は必要ないという判断ということですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） そのように考えております。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 全国の再度の抽出調査で、昨年、結果を新聞報道ありましたけれども、そのときは各クラス1名から2名の該当者ということで報道されていたように思いますが、今回、国見町内のいわゆる中学生においては、そこまで深刻な問題とは、そこまでは行っていないという判断ということと今お聞きしました。

ただ、やはりこういう、現状においてはそうでも、やはり今後状況が変わっていくとか、そういうことも当然考えられると思うんですが、ヤングケアラーの支援はしないということですが、それに代わる継続的な支援、例えば相談窓口の設置とか、そういう特化した設置とか、そういうことは特に考えていないということですか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ヤングケアラーの件につきましては、今ほど次長が答弁をしたとおりであります。まず一つ、ヤングケアラーという概念、定義について、実は厚生労働省も、あるいは報道機関もまだ定まったものはないというふうに理解をさせていただいてよろしいでしょうか。ケアをしている人、若い人をヤングケアラーと捉えているところもありますし、NHKの報道だと、あくまでも自分が犠牲になるというようなことを含めてヤングケアラーだとしているところもありますので、少しまだ定義があやふやなところがあるということで、そこはご理解をください。

今お話のありました部分についてですが、ヤングケアラーがこれから出てくる可能性は、これは十分あると思っています。

では、そのときにどんな対応をするのかですが、今お話がありましたように、総合の窓口をとのお話がありました。実はヤングケアラーの特徴として、ケアをしている子どもたちがどこに相談していいかわからないとか、自分がヤングケアラーとして不利な立場にいることそのものを認知できないといった特徴があります。これは、子どもたちが悪いのではなくて、その情報がやっぱり子どもたちに伝わらないというこ

とが特徴としてあるかなと考えています。

そのことを考えると、窓口をつくるということも一つの手段ではありますが、教育委員会あるいは福祉サイド、さらに言うと、実際に介護の現場で働いているヘルパーさんあるいはケアマネジャーさん、そういった方々が、実際にその方のお家で子どもがどう関係をしているとか、そういう情報を集めるというところに対応していくということが実は一番確かなところかなというところもございますので、これは、教育委員会だけではなくて、福祉サイドとも十分な連携を図ってまずは取り組んでいきたい。まずは、ヤングケアラーを発見するということが一番大事かと思っていますので、そのところを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ヤングケアラーという個人に特定をしないで、教育、福祉関係、そういう関連するところの中で情報を収集して、それらを総合的に判断して対応していきたいというお話と理解いたしました。ひとつよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（10番渡辺勝弘君 登壇）

10番（渡辺勝弘君） 令和4年第1回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

先ほど同僚、佐藤議員から除雪のことで関連の質問がありましたけれども、違った観点で質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内容は、除雪の現況と今後の課題についてであります。

まず初めに、連日の大雪で昼夜を問わず除雪作業を行っていただいた業者の皆さんと様々な対応に追われた職員の皆様に、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

記録的な大雪で除雪作業がいつもの年のように進まず、町民の不満や体力的に限界があったようです。また、財政負担も今年度は多額になると考えられることから、次の点について質問させていただきます。

まず、除雪機械が動かされる町道あるいは県道などは一定程度の除雪作業が行われておりましたが、除雪機械が入る事ができない、作業ができなかった町道や生活道路についてはどのような対策を講じたのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

町におきましては、積雪が多く住宅が点在しております山間部の道路につきましては、一般車両のほか、救急や消防の緊急車両走行確保のため、小型除雪機などを使用し、除雪作業を行っております。

一方で、比較的積雪量が少なく、通行に支障がない市街地の狭い道路などは、町内会の要請を受けまして融雪剤を配布するなどの対策を取っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の答弁で、狭い道路での、場所によっては除雪作業を行い、しかしやりたくてもできない状況にあったということは理解しました。さらに、やはり融雪剤ということで、町内会を通して融雪剤を配布していただいたことも分かりました。

私も、除雪は行政だけでやることではなく、地域住民の協力が絶対必要であることは常々思っております。

しかし、除雪作業で道路の脇に寄せられて、大きな塊になって解けずに残っていた。しかし、それに対して町はどのような対策を行っていたのかお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

町では、除雪により道路両側に積み上がった雪の排除というのは基本的には行っておりません。

しかし、小学校周辺の通学路につきましては、児童の安全確保のために雪の排除を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁で今の状況が大変分かりました。

やはり、全ての雪を排除することは困難だと思っております。

また、児童の安心確保ということで、道路を確保するということが重要だと思っております。

しかし、雪は生活に大きな影響を及ぼしております。町民の安心・安全のために、今後ともきめ細やかな除雪をよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

到底自宅の除雪作業ができない高齢者世帯や身体的に障害がある世帯の除雪作業はどのように対応していたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えします。

町は、高齢者福祉サービスの軽度生活援助事業といたしまして、虚弱な高齢者の自立支援のために除雪支援を行っております。

対象者は在宅の75歳以上の独り暮らしと80歳以上の高齢者のみの世帯で、あらかじめ申請し、登録する必要がございます。

除雪作業につきましては、シルバー人材センターに委託をしまして、おおむね10センチ以上の積雪の場合に、玄関から自宅前の道路まで人が通ることができる幅を除雪するものです。1回あたり2時間未満で500円の負担となります。

1月末の登録者数は、独り暮らし28人、高齢者のみの世帯が9世帯の計37世帯となっております。この冬は特に雪が多かったために、1月末までに延べ203件の

除雪を実施したところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいまの答弁から、やはり素早い対応をしていたということが分かりました。やはり高齢者のためにしていたんだなと思っております。

しかし、その中で、登録をなされている方ということで対応したということになりますけれども、突然のことで登録はしていなかったと、登録をしていなかったけれどもやっていただきたいという世帯の方に対してはどのような対応を行っていたのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えします。

大雪の場合にすぐに除雪作業が開始できるように、事前に登録者の除雪場所の確認を行っておりますので、前もっての登録をお願いしているところです。

また、シルバー人材の作業員も不足しておりますので、登録していない方の対応はできない状況になっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁で多少理解するというか、そういうのは分かりますけれども、やはり様々な要望に応えるためにどのような方法で、登録している方は内容が分かっているらっしゃると思うのですが、それに登録しなかったのではなくて、することを分からなかったというような方に対してどのような方法で、今後の場合のことも考えますけれども、どのようにその方々に情報を提供するのかお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えします。

この事業の町民の皆さんへの周知については、広報等でお知らせをしているところです。

また、民生児童委員が、サービスを必要とすると思われる高齢者の皆さんには直接声がけするなどしてお知らせしているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 情報を発信するということが大変大切なことでありますけれども、やはりその情報が相手方に伝わっていない。理解できないんだろうと言われれば終わっちゃうんですけれども、やはり高齢者ですから、私たちが言うことは相手に100%通じているのだろうと思ってしゃべっても、理解できていない高齢者も確かにいると思います。

ですから、やはり健全者同士でしゃべる、あるいは情報発信するのは、当たり前前に会話をして、当たり前前に情報共有できると思うんですけれども、どうしても高齢者、高齢者全てではないですけれども、今のように障害を持っている方にすると、やはり

不安のほうが先に立ってしまう。やはりそういうこともありますので、情報発信することも大切ですが、これから様々な情報を利用して、小まめな情報共有をやっていたきたいと思っております。

では、次の質問にさせていただきます。

急速に進む高齢化の中で、自力による除雪作業が困難な世帯が増える一方で、除雪作業の担い手不足の現況が考えられます。この課題に対応するために、豪雪地帯では、地域コミュニティによる共助の力を利用した地域除雪活動を図ることも必要と考えられますが、当町においてはどのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えします。

町では、除雪に限らず、支援が必要な高齢者などを地域で支え合う仕組みづくりに向けて、協議体、くにみささえ愛を組織して、それぞれ話し合いをしているところです。この助け合いとは、例えば買物やごみ出し、草むしり、そして除雪などを行うことが困難になった高齢者を近所のボランティアや元気な高齢者が支えるといった活動でございます。

現在、地域の居場所や通いの場の代表者を中心に、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して、毎月くにみささえ愛の話し合いを行ったり、広報紙等によるPR、各地区での勉強会を実施したりしているところです。

さらに、今年度は生活支援コーディネーターを新たに配置しましたので、地域で支え合う取組をより具体的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長から大変良い言葉を聞きまして、やはり豪雪地帯というか、今回は、私どもの地域はこのようことになりましたけれども、豪雪地帯の地域は、もう積極的にそのような活動、あるいはそのような動きというものは常にやっているわけです。

やはり同町には多少なじまない点もございます。ですけれども、やはり今回の大雪で、当然除雪作業が進まない状況であると同時に、地域コミュニティというのが大切に重要だということを感じております。

そのためにも、やはりこのような地域コミュニティをもっと大きく進めるために何か方法があるのか。今までのとおりは、やっているのは分かりますけれども、それ以上にコミュニティを広くするための方法は、何かあるのかお聞きしたいと思いません。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えします。

先ほど申し上げました高齢者の支え合いの活動を進めるために、まず地域でお年寄りの顔が見える関係を築くことが大事だというふうに思っております。これを進める

ために、お年寄りの居場所とか通いの場を多くの地域に広めていくことが大事だということで考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ありがとうございます。

以前ですけれども、一般質問の中で住民防災課長から自主防災と、地域コミュニティーと多少似ていると思うんですけれども、自主防災会は地区により温度差があると、やはり考えを一体化するためには、ふだんからの話し合いを意識して進めることだと答弁をいただきました。

そのためには、地域のコミュニティーと重要性和必要性、先ほども言いましたけれども、地域住民と共通問題意識を話し合い、やはり自分だけじゃなくて、みんな同じ問題なんですよということを一町民で、私を含めてですけれども、やはり地元の職員、あるいは地元の職員も巻き込んだ郷土の力、共助の力ということを形成するべきではないかなと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 地域での、先ほど申しあげました支え合いの活動を広げるためには、町内会長はじめとする地域の方々が話し合う場を設け、活動のきっかけをつくるのが大事というふうに考えております。

昨年12月に、地域での話し合いの場ということで、支え合い勉強会について各町内会長にご案内いたしました。森江野地区で希望がございまして、先月、2月に開催する予定でしたが、コロナ禍で延期したところでございます。

今後、町内各地区でこういった勉強会を行いたいと思いますので、職員はもちろん、議員の皆さんにもぜひご参加いただき、支え合う地域づくりについてご尽力いただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

以上で答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） いやいや、町をつくる上で、行政というか、行政がこういうことをやりましょう、やりましょうと言うと、逆に言うと、強制的にやらされているというような感触になっちゃえば、どうしてもすぐ限界が来てしまいます。そうすると持続性がありません。と私は思っております。

やはり皆さん仕事を持って、皆さんいろんな状態にあるという中で、各自がやれることがあって、それを持続することが大切ではないかなと。だから、みんなが全部同じことをやりなさいと、みんなが同じ仕事をやりなさいではなく、私はこれしかできません。では、その分を誰かが手伝います。私はこれが今日ではできなかったけれども、この次のときは私がやります。そんなふうに、一人一人のやれる範囲をみんな持っていると思うんです。その考えを皆さんが持つ。

議員という私も一町民ですから、私もできる範囲のことはやれると思うんです。そのことを十二分に考えて私もやっていきたいと思ひますので、その辺を十二分に今後

とも進めていただければ幸いかなと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの話と多少戻りますけれども、全国的に除雪機械のオペレーターの高齢化、やはり道路をきれいにさせていただけるというのはそれなりの技術を持っているということですから、その技術者の高齢化や技術の向上が、今後は当然高齢化ということで、辞めてしまうんじゃないかという傾向があるということの問題視されているということがありますけれども、そのようなことに対する対策は投じているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

重機オペレーターが抱える課題への具体的な対応につきましては、建設業者に委ねられるべきものと考えております。また、行政が直接的に対応すべきものではないとも考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 確かに、建設業界だけのことになってしまいますけれども、オペレーターの育成はそれぞれ業者が行う、業者のほうで考えるべきだということは多少分かりますけれども、行政として何らかに何かできることはあるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

強いて言うならば、行政は適正な公共工事を発注することで、担い手の確保と技術の継承というのが図られ、これによりまして、結果的に除雪能力の維持と向上につながるものと思料しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） そうしますと、私の方からは申しませんが、やはりいろんな意見を聞いていただきたいと思っております。

最後に移ります。

地域の除雪作業を行っている地元の業者は、除雪機械を利用して、機械の保有のコストや除雪委託料の変動、今回の場合は極端に多いと、でも極端に少ない年もあったということを先ほどの答弁でお聞きしましたが、そうすると除雪作業から撤退するということが懸念されると思いますけれども、そのようなことは考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

町は、除雪委託作業に対して適正な単価で支払いを行っております。一定の降雪がある豪雪地帯と異なり、除雪委託費は毎年大きく変動します。

そうしたことから、除雪業者は土木工事をなりわいとしていることを踏まえまして、町としては、適正な公共工事の発注を行い、事業の継続を図っていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 最後になりますけれども、やはり当町における除雪の丁寧さ、先ほども申しましたけれども、素晴らしいものがあると思います。やはりほかの町と比べるというのは大変失礼なんですけれども、ほかの町に比べれば、当町に残っている雪の量はないぐらいきれいにやっております。そのぐらい業者の皆さんが一生懸命やってきたということがおのずと分かると思います。

やはりその技術の高さを持続させるためには、新しいオペレーターを育てること、あるいは技術を向上させることが急務でないかなと思っております。

また、そういうことによって、先ほど建設課長が申しましたように、生活道路、あるいは子どもたちの安全のための除雪をしっかりと行くと、しっかりと行えるということがやはりこういうことの積み重ねに変わるのではないかなと思います。

やはり、昼夜を問わず天候を気にしながらの生活は大変厳しいものがあります。業務とはいえ、地域の安全のために懸命に除雪作業に取り組んでいる姿を見ていて、私も大変だなと思っております。

近年にない大雪でしたが、今後もあり得ることです。先ほど申しましたけれども、自助、共助、公助の考えを徹底いたして、町長が唱える「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」を基本理念に、住みやすい町、安心な町をつくるために、微力ながら、一町民である私もできるために進みたいと思っております。ぜひ建設業者の育成とともに改めてお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 次に、12番浅野富男君。

浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 令和4年第1回定例会にあたりましての一般質問であります。

連携中枢都市圏構想についてお尋ねをしております。

連携中枢都市圏構想推進要綱という説明資料が配付になりました。総務省より出されたものと受け止めておりますけれども、これに沿って福島市を中枢都市とした連携都市圏形成に向けた取組が進められているものと思っております。このことについて尋ねてまいります。

まず初めに、この構想について、趣旨として人口減少問題について触れられておりますけれども、そもそもの要因については解析していないのではないかと受け止め方です。この人口減の現象について、町としてはどのような認識で受け止めていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えします。

人口減少の要因は、少子高齢化による自然減と、都市部への人口流出による社会減によるものと受け止めています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 自然減もあるかもしれませんが、むしろ、これまでに続いております人口減少というのは、まさにこれまで行ってきた国の政治のせいにあるのではないかと考えるべきではないかなというふうに思っております。

したがって、この趣旨の部分について、その部分について全く触れていないのがこの構想推進にあたっての要綱の趣旨として載っているのではないかなというふうに思っております。

そうした観点で捉えていくべきことになると、この連携中枢都市構想というものについては、どのようなことを指しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、今後の答弁をする上で、ちょっとその言葉の整理をしたいと思いますがよろしいでしょうか。まず構想、これは、国が定める推進要綱、これに基づく考え方を指しております。また、これから出てまいります、ビジョンという言葉、これはふくしま田園中枢都市圏ビジョンでございますけれども、これに記載がある内容、これを指すものというふうに整理をさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

では、まず、国が定める構想の背景というのは、先ほど答弁したとおり、少子高齢化、これが一番の原因だというふうに捉えています。

また、その構想の目的、これを簡単に言えば、今回の中枢都市圏の話でいきますと、福島市のような中核都市とその周辺の市町村が協力し合いながら、その地域に住む人たちの暮らし、これの安全・安心な暮らしを担保するというところでございます。

また、そのために、地域全体の経済成長を牽引する、都市機能の集積だったり強化を図る、そしてもう一つが生活関連機能サービスの向上を進める、この3つについて、それぞれの市町村が連携を図りながら取り組むというものになっています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 安心・安全、そして経済、集積の強化ということと、もう一つ、生活関連というふうな答弁の中身かと理解したところであります。

この生活関連については後ほど質問に上げておりますので、次の質問ということで進めてまいります。

この構想にあっては、近隣市町村の位置づけとなる国見町に不利益はないのかということでもあります。中枢都市があって、その近隣市町村という形が今回の田園都市ということで進められているものだと思いますので、そうした角度からの不利益はないの

かという内容であります。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

このビジョンについてでございますけれども、圏域全体の活性化につなげるものがありますから、国見町にとっても不利益はないと考えております。

確かに、この圏域の面的なところでいえば、国見町はちょっと外れのほうにありますけれども、そういった地理的なことを考えてもなお不利益というのはないと思っております。

ただ、これは仮定のこととしてお話をしますけれども、もし国見町の自律、これが協約締結によって侵されそうな場合、町民に不利益なことが起こる、あるいはその不利益を回避できないようなことが強く予想される場合には、今回、協約締結をしたとしても、この後でそれ相応の手順を踏んで、この連携協約の中から離脱ということも、当然それは自由なことなんだと思います。それは各自治体の裁量権の中に当然入ってくると。いろいろ手続は面倒になるかもしれませんが、それは可能なことだろうと思っております。

当面は不利益はないと捉えていただいて構いません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この件に関してもう一つなんですけれども、中枢都市、いわゆる今回の場合の計画だと、国見町が入っております福島市が中枢都市という位置づけになると思うんですけれども、例えば交付税措置など、説明の資料によりますと、中枢都市と市町村では全然この金額が違うような交付というふうなことが説明されておりますけれども、このあたりでの考え方とはどういうことになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

確かに、交付税の関係でいいますと、福島と国見町とで比べますと、国見が1800万円だったでしょうかね。1800万円ですね。福島市は幾らかというと、とんでもない額です。

ただ、この中枢都市圏という考え方をしたときに、核になる自治体、そこがしっかりしないとうまくいかないだろうという国の考え方も当然あると思うんです。ですから、中心的な役割を担う福島市については、それ相応の規模もありますし、人口もある程度いますから、それ相応のお金を国が出すと。

ただ、その周辺で連携協約に参加をする市町村については、ある程度、事務的なところは福島市に任せるのだから、ちょっと金額は抑えめになっているのかなと捉えています。

どっちも対等な協約締結ではありますけれども、ちょっと役割分担的なところで、当然、国見町から福島市にいろんな話をお願いしておりますけれども、まずはしっかりと福島市がリーダーシップを取って、今回の連携協約についてはリードをしてくださ

いということは市長に直接お話ししているところでもありますので、その役割分担的なところでの金額の差が出ているのだらうかと捉えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 順序良く進めてまいりたいと思います。

4 番目になりますけれども、この構想ではコンパクト化とネットワーク化が求められております。具体的にはどのようなものが対象とされることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

このビジョンでは、コンパクト化の対象、これについては福島駅東口地区の再開発と交流拠点の整備です。ネットワーク化の対象は圏域内の公共交通と広域道路網の整備になります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 駅東口の再開発と、それから公共交通、道路網ということでありました。

それでは、5 番目、公共施設等は身近にあってこそ行き届いた行政サービスとなると考えております。そのようなことはこの連携都市で担保できることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

このビジョンでは、それぞれの市町村が設置をした公共施設の広域的な統廃合、これは定めていません。

これも仮定の話として申し上げれば、今お話しいただいたような質問の内容、こういったことを協議するようなことになれば、そのとき、国見町についてはある程度の拒否をしたいと考えています。

ただし、この協約とは別に、町独自に公共施設の新設や統廃合の協議というのは進めたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 町独自のもので進めるという場合には、また議論が別になると思いますので、公共施設の統廃合は考えていないということで今、答弁いただきましたけれども、今、私が一番心配したところはそうしたところでありますので、これはないということで受け止めておきたいと思います。

そして、6 番目であります。

連携協約では生活関連機能についての分野が盛り込まれております。これこそが身近な存在として機能させる事柄と考えておりますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

連携協約に盛り込まれる生活関連機能の分野、これは一番重いところなのだと思います。これは、今後も町が主体的に取り組むこととします。

その上で、医療機関の輪番制の拡大であったり、病後児保育、出産、心身障害福祉など、これまで単独の市町村が行おうとしたときに数的な課題で解決できなかった事業、一部、現在も実施はしていますが、相互利用などをして連携することで解決をしたり、充実するメリットは出てくるものと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 医療、そして介護、福祉という部分については、本当にこれは身近なものというふうなことでありますので、遠くにこの施設等、あるいは運営主体が遠くに行くという場合には、住民サービスが低下するというようなことが発生するというふうに思いますので、そのあたりについては、きちんとそうならないように進める必要があるのではないかと考えております。

今の答弁ですと、新たなそういう施設については、具体性はまだないですけれども、そういうことも発生するということの答弁でしたので、そのあたりについては本当に大変重要な協議の場になるかというふうに思いますので、今、自律を掲げております町長におかれましては慎重な対応が必要かと考えております。

次の質問にまいります。

それから、コンパクト化、集約が進めば、これまでの単独での施策、事業が、自治体の相互依存によりまして、自前での判断、すなわち自治は、表現がどうかというふうには思いますけれども、半人前になるのではないかと考えられます。そのようなことは発生することはないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

この協約を締結した市町村は、今までどおり、それぞれの住民の福祉向上を第一義に考え、独自の事業や施策に取り組みます。自治の後退はありません。

この圏域でこのビジョンを作成したことの目的の一つに、それぞれの自治体が持つ都市機能の強みであったり、特徴、これを生かして、それを逆にブラッシュアップをしていくと、共にブラッシュアップをしていくという、その先に圏域内に住む人々の福祉の向上を図っていくということがございますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 重複することになるかもしれませんが、一番心配なことは、まだ具体的な計画はないということなので、これも仮定になるかもしれませんが、何か連携していくものを造ったという場合において、そこをどう運営していくか、そういった形での意見というのはどこまで通るのかというところが一番心配されると

ころではないかと思っております。そのあたりでのこの協約上の取決めと申しますか、そのあたりではどのような形で進められることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

実際に、これは、圏域ですと、福島市と国見町ではありますけれども、同じように、福島市と桑折町、福島市と伊達市、いろいろ自治体がございます。その自治体で抱える課題というのは、地理的などころはあるのかもしれませんが、根幹は同じだと思っています。国見だけが駄目ですよそれが良いという、そういった課題というのは多分ないのではないかと思います。

であればなおさら、当然、国見は伊達地方町村会に属していますし、桑折町、川俣町、そしてオブザーバーとして伊達市も入りますので、その辺と意見を交換しながら、福島市に対峙をしていくということになるろうかと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 仮定の話で申し訳ないのですけれども、例えば、同じようなことになるかもしれませんが、物を建てる、あるいは造った場合に、共有という言葉で表現される部分が出てくるのではないかと考えられるわけですが、例えば2町、あるいは3町、いろいろ出てくるのかなと思いますが、そういった場合についての心配なのであります。そのあたりでは、どんな形でものを決定していくという段取りが進められるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

新たにハードを整備するという、そういう協議はこの中には入っていないんです。今ある公共施設、それをうまく活用する。例えば相互利用であったり、そういった使い方は逆にしましょうという話がありますが、新たに何か公共施設を造る、ハード面での整備をするという、それはないですから、ご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） それでは、次の質問に入ります。

8 番目になります。

広域事務は、一部事務組合や広域連合でこれまでずっと対応して進めてまいりました。今回、連携という形になりますと、いろんな事務を進めていく上で連携と合併の違いと、このやり方はどのような違いが発生してくるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

連携協約については、自治体が1対1で締結をしながら、自立した施策や事業を行うと。そして、必要と考えられる施策については連携をして、基本的な方針であったり役割分担を決めて事務を処理するということになります。

合併につきましては、2つ以上の地方公共団体が一緒になって新しい地方公共団体をつくる、あるいは他の地方公共団体へ編入されるといったことですから、連携と合併は全く違うものというふうに捉えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 確かに、連携と合併は違うというふうなことになります。

国の政策でありますので、国の話になりますけれども、合併は、今回、平成の大合併というふうなことで進められてきました。それが行き詰まったといいますか、人口減少に絡めて、国のほうではより強固な合併を進めたいと考えていらっしゃるのではないかと、いろいろな文面で見受けられる部分があります。例えば、「もはや全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することが困難である」といった発言をした方もいらっしゃいます。これが今回の連携の目的かということになりますと、ただこの連携をそのまま受け入れるということについては本当に慎重にしなければならないというのが私の考えであります。

合併は確かに自治体の持っている全てのことについて一つにするということでありましてけれども、連携はそこまでやらなくても同じ政策が展開できるというような利点があると。したがって連携を進めているというのが国の政策ではないかというふうに考えるところであります。

次の問題に入ります。

食料の生産拠点でもあります農村部については、過疎化にあると言わざるを得ないというのが私の承知しているところでありますけれども、この構想において、農村部について特にどのような形で改善がなされることになるのか、あるいは現状と変わらない、そういったことなのか、今後の見通しについてご答弁願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

町が進めています農業基盤整備であったり、担い手育成、あとは新規就農者の確保など、これは、連携することで相乗効果が見込めるものと考えています。

協約締結した市町村に国見町の農業ビジネス訓練所の周知であったり、多少、募集をする対象範囲が広がる、あるいは町外から担い手が、あるいは新規就農者がこのビジネス訓練所に来るとすることも可能になってくるのかなと思っています。現に、今年度も、ビジネス訓練所の研修生、長期研修生というのは、町内在住というよりも町外在住者のほうが多い。この4月に町外在住者が町内に転居して就農することになっていますから、そういったことが逆に深まるのではないかと思っています。

また、農業委員であったり、農家、空き家、あるいは農地の連携、こういったことも、農業の大規模化を考えている農家にとっては、国見町だけにとらわれない、その視野を広げるとすることも可能になってくるのかなと思っています。

これは、当然、農村部に農地が集中していますから、農村部の過疎化、確かに藤田地区に比べれば、その周りの地区の人口の減り方は著しいものがあるかと思えますけ

れども、であればこそこの連携協約をうまく使って、国見に、国見の基幹産業である農業、これをしっかりとこの地域で支えてくれる人を引っ張り込むというのもこの協約のうまい使い方なのかなとは思っています。

協約締結の有無にかかわらずに、町が独自で今まで実践をしてきたこと、これを逆に進めやすくなると考えているところでもありますから、ご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） その辺、確認になりますけれども、農業委員については町独自の組織というようなことは変わらないものと思いますから、そのあたりちょっと答弁をお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 失礼しました。

農業委員については当然、国見町単独です。この連携協約によって一緒になるということはずありません。

ただ、農業委員同士の密な連携というのもこの連携協約によって図られるという意味で、先ほど申し上げました。

実際に、農業委員会の会長を中心とした近隣の市町村の農業委員との交流というのはもうずっと継続をされていますから、それがまた密になっていく、より密になっていくものと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 町長の答弁の中では、相乗効果があるというようなことからお話が展開されました。これについては、連携ということがなくても、これまでどおりの形で進められることが可能なことばかりではないかと思うんですけれども、そのあたりはどうなんですか。新たな分野が開けるといふようなところがあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

ご指摘はもっともなんです。今まで連携していろんなことをやってきたのに、何を今さらという、それは、我々行政側も確かにそういう思いはありますが、ただ、そう言っても、今回、この福島市を中心とした連携協約について、かなり細かい具体的な施策について、連携しますか、しませんかという、そういった話合いをずっとしてきました。

であれば、そこで、国見にとって有利なものについては連携をしますが、そうじゃないものについては連携をしないという意味をしっかりと提示をしていますから、より、逆に、ぼやっとした連携からもうちょっとシャープな連携に進むことができるのではないかというふうに思っています。

町にとってというか、町民にとって良しとするものについては連携協約を結んで、

よそとうまくやると。ただ、そうじゃない、町にとって関係のないような事項については協約を結ばないという、そういった個別の政策をもうちょっと明確化して、これまでの連携よりももっとクリアにした、シャープにしたという、そういうふうにお考えいただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 次の質問にまいります。

全国町村会、それから町村議会は道州制にも反対しているものと承知しておりますけれども、こうした町村会、議長会、そうした地方の団体の意見との違い、こういうことでは、この連携政策を進めることに問題はないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

全国町村会は、この連携中枢都市圏構想、これに反対はしておりません。また、道州制から始まって、市町村の合併という話にもなるのかもしれませんが、これについては、国が定めるこの要綱で、「地方公共団体が柔軟に連携」をすること、そして「地域の実情に応じた行政サービスを提供する」ということがまず第一義で、「市町村の合併を推進するものではない」というように明記されておりますので、懸念されているような合併であったり道州制への布石となるものではないと理解をしているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 矛盾をしないというようなことになります。自由な連携ということについては、これまでもやってきました一部事務組合の市町村連携というふうなことにこの条項は結びつく部分はあるのではないかと受け止めたところであります。とにかく、町村議会が掲げている道州制への移行についてのお話とは矛盾はしないというふうな答弁ということで受け止めておきたいと思っております。

そして、11番にまいります。

町長の今年の施政方針の中にありましたけれども、国見町は合併しない、自律というふうなことで進めますということがありました。そうした中で、本町は、今ありました「合併を拒否した町」、そして、その意味がなくなるのではないかということが心配といいますか、どうなのかというようなことにもなります。町長は、はっきりと自律していくと表現しておりますけれども、この形での整合性といいますか、どういうふうな受け止め方をしたらよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

引地は、合併しないと施政方針でも言い切っています。

また、合併と今回の連携中枢都市圏構想、これは全く異なるものだと思っておりますし、これは変わるものではありません。

この構想については、地理的、歴史的に深いつながりがある圏域の市町村が、福島市を中心に、お互いに必要と考える個別の施策について連携をして、圏域全体の住民の福祉向上を図るといふものです。これは、先ほど申し上げたとおりです。

通勤や通学などで、たくさんの町民が福島市をはじめとする圏域に移動をしております。その現実がある中で、町民の安心な暮らしを守ること、あるいはそれを向上させる一つの手段としてこの連携協約というものがあると考えています。

全ての項目を連携はしませんが、国見町民にとって益のある項目、これだけについてこの協約を締結するといふものです。

よく考えてみれば、まちづくりの主役は町民だということ、これは、この連携協約を締結したとしても、厳然たる事実として我々は胸に納めなければいけないことだと思っております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 重複するかもしれませんが、12番ということで、先ほども申し上げましたけれども、単独自治体のフルセット主義からの脱却も広域連携の意義とされているといふようなことが国の考え方ではないかというふうに思っています。

このことは、住民自治は認めなくてもいいという考え方につながるのではないかと受け止められるような中身ではないかと考えられるのですけれども、住民自治、これらはこの連携の中でもきちんと位置づけられているという考え方によろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

これまで、それぞれの市町村が単独で、フルセットのいろんなハードを目指してやってきましたところというのは、これはもう戦後ずっと日本がそういう状況だったといふことです。国見町においてもそうです。

その中で、確かに市町村が整備をしたものはある。ただ、整備ができなかったものもあります。

現実、この連携協約を結ばなくとも、例えばプロ野球を国見町が呼べるかといふと呼べません。そのゲームを呼べるかといふと呼べません。福島のアづま球場ですか、ああいったところではなかなか呼べない。あるいは信夫ヶ丘なのかもしれませんけれども。では、国見の人たちはどうやって生の野球の試合を見たのかといへば、そこに行ってみてきたといふところもあります。

町にないものをよその施設を使っているといふと学習をするといふことは今までにもあったことです。

ただ、これ以上、国見町が施設を、新たなハード面を整備ができるかどうかといふのはまた別な話だと思っております。何かを整備をしながら、では、それに代わるものを造るといふことは当然自治体でもできることだと思っておりますけれども、それとこの連携中枢都市圏構想にある住民自治の後退といふのはまた別な話なのかなと思っております。

います。

先ほどもお話をしましたけれども、連携をする項目についてクリアになってきた。今までぼやっとしていたものが、一つ一つの項目についてきちんと相手側と話をして連携協約を結ぶという、そういった話合いをしてきましたから、中身についてはかなりクリアになってきている。

なおかつ、当然、合併ではないものですから、住民自治というのは担保されると考えています。

当然、いろんな施設、先ほども申し上げましたけれども、国見にはないものを、よその施設を使って国見の町民は楽しんでできましたし、逆によその自治体になくものを国見は持っている場合もありましたから、それは相互に利用してきたという。

あとは、住民自治ということは、これは当然、合併しているわけではありませんから、その市町村の自治権というのは担保されるというふうに考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 最後の質問になりますけれども、その地で生活できることのために行うのが地方自治、住民自治であるというのが私の承知しているところであります。これがゆがめられるのではないかという心配があります。

住民自治というのは、地方自治体があつての住民自治というものもありますけれども、その地で、その地域で、その集落で、大きさにかかわらず、文化的といえますか、歴史的なもの、そういうものの中で生きていくというような意味の住民自治であり、そのようなことが壊されることはないものとは思いますが、このあたりについての進め方についてお聞きいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

誰も望まない住民自治の後退は、国見町はしません。

人が減ることで、不便さと心細さを感じることは多くなりました。この不便さと心細さを、町や社会福祉協議会、民生委員、町内会といった地域コミュニティの力と全国にいる専門知見の知恵と技を借りて、移住・定住、福祉をはじめとした様々な施策を構築、実行して、この不安や心細さを軽減できないものかと考えています。

協約締結よりも、今の我々の関心事というのは、過疎地域指定を受ける国見町のまちづくりです。この過疎指定を逆に起爆に、これまでとは異なる行政運営を進めるその準備、これに既に取りかかっています。

ですから、連携中枢都市圏構想と併せて、過疎地域指定、これに対する対応、そしてその大本にある第6次総合計画の実現、こういったこと3つをセットに、いろいろと国見のこれからを考えて施策を実行していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 以上で質問を終わりますけれども、国におかれては、やはり地方

自治体が行う施策、そうした形への支援こそが本当に求められる国の在り方ではないかというようなことを発言いたしまして、質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時25分まで休議いたします。

（午後2時17分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時25分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

最後に、6番小林聖治君。

小林聖治君。

（6番小林聖治君 登壇）

6番（小林聖治君） 今回の質問に先立ちまして、今回、ウクライナに対してロシアが力で一方的な現状変更をなされたことを大変遺憾に私は思っております。

それでは、令和4年第1回定例会にあたりまして、さきに通告しておきました内容について質問いたします。

新型コロナウイルス、オミクロン株の感染対策についてであります。今年1月からのオミクロン株の流行により、現在、国見町では第6波に見舞われ、町民の感染が相次いでおります。そこで、国見町内での感染にはどんな特徴が見られるのか、町の見解をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

町では、昨年9月7日以降、新規感染は確認されませんでした。1月23日に新規感染が発生すると、次々と新たな感染者が確認されました。その結果、2月には月間最多となります21人の新規感染が確認されたところでございます。現在までの第6波での感染者の内訳は、男性13人、女性13人の計26人であり、累計では54人となりました。実に、54人中26人が年明け以降の感染になっているという状況でございます。

この第6波の感染の特徴ですが、70代以上が4人に対して、20代以下の若い世代が10人と、若年層の感染が相次いでおります。これは、若い世代が仕事や勉学のために町外に出る機会が多いため、必然的に感染リスクが高くなった結果であると考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今ほど、第6波の感染の特徴についての答弁がありましたけれども、

現在、様々なメディアにおいては、間もなく、オミクロン株の変異種であるステルスオミクロン、B A. 2株というものでございますけれども、それに置き換わると言われておりますが、町内での感染状況は把握しておるのかお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

オミクロン株の亜種でありますB A. 2でございますが、従来型のオミクロン株と比較しまして高い感染力を持って、大都市で急速に置き換わりが進んでいるという報道は承知しております。

しかしながら、福島県におきましては、それぞれの感染者がどういったウイルス株に感染したかという情報は公開しておりませんので、また町への情報提供もございませんので、残念ながら、町内に関するデータは今持ち合わせていないということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 私は、ステルスオミクロン、B A. 2株に置き換わることで感染第7波も想定していかなければならないと思っております。そこで、第7波の備えについてもし考えがあればお示してください。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、第6波の真ただ中でございますが、感染者数も高止まりしており、収束時期が見通せない状況ですので、現段階で第7波の時期を見通すことや対策について見通すことは困難でございますが、既に政府では、第7波に備えまして、専門家会議の中で、ワクチン・検査パッケージに代わる感染対策と経済対策の両立について議論を開始しているところでございます。

町としては、引き続き国の検討状況を注視しまして、県や保健所などと連携しながら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 私は、ウイルスが蔓延する前に様々な準備をしておくことが重要であると考えております。ぜひ万全なる準備をよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

先日、地域の中核病院である公立藤田総合病院でクラスターが発生したと報道されましたが、町での接種体制にどのような影響があるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

既に報道されておりますとおり、公立藤田総合病院では、通常診療のほか、救急診療や発熱外来も停止するなど、診療には大きな影響が出たところでございます。

しかしながら、ワクチン接種や乳幼児健診など、院外での活動につきましては引き

続き実施するというご判断をいただきましたので、幸い、国見町のワクチン接種計画は、大きな影響を受けることなく、予定どおり実施できることとなります。この間の病院側のご努力とご英断に厚く感謝しているところでございました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そのようにクラスターを抑え込むことが蔓延を防止することに有効だと思われまますので、ぜひともよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

追加接種については、8カ月から6カ月へと接種間隔の前倒しが進められておりますが、町ではどのような対策をしているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

町では、国の指針に基づきまして、医療従事者や高齢者施設等の入所者等の接種間隔につきましては6か月で計画を策定しておりましたが、国がファイザー製ワクチンの薬事承認を行った11月の段階では、一般高齢者に対するワクチン接種の間隔は原則8か月以上空けることが国の方針でございました。しかしながら、年明けの1月13日に、国は急遽、できる限り6か月と方針を転換したため、町では再度、接種計画を見直しまして、一般の高齢者の方については6か月、その他の世代の方は7か月と前倒しをしたところでございます。

なお、2月24日からは、全ての世代の方々に接種間隔を6か月と計画を変更しており、ワクチン接種の加速化を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 前倒しによる接種の加速化を進めているということは分かりました。

追加接種の予約では、モデルナ製のワクチンを敬遠していると報道されておりますが、国見町の予約状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

現在、ワクチンの予約状況は約80%程度で推移をしております。昨年1、2回目のときは90%を超えていましたので、まだ様子見の方もいらっしゃるようです。また、空いている予約枠は全てモデルナの予約枠でございますので、議員ご指摘の報道にあるようなモデルナ製ワクチンを回避する風潮があるかもしれないという状況でございます。

しかしながら、ファイザー製のワクチンもモデルナ製のワクチンと同じmRNAワクチンという、作り方は同じでございますので、イメージでモデルナ製ワクチンを敬遠しては、感染リスクが高まるばかりです。もしワクチンを選んでいる間にコロナに感染して、重症化してしまえば、せっかく接種の前倒しを進めているという意味がなくなってしまいますので、打つ順番が来ている方については、ぜひワクチンの種

類にこだわらず接種をしていただくようにお勧めしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） あと、もう一つお答えください。

今ほど、ワクチンの接種にこだわらず接種することを勧めているとのことですが、そもそも、そういった中で、4 回目の接種については想定しているのかお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、3 回目の接種についての様々な調整を進めているところでございまして、まだ4 回目の接種の部分については準備等を行っていない状況でございますが、海外では、イスラエルやスウェーデンをはじめ、4 回目の接種を開始した国がもう既にございます。我が国も先行事例を見ながら判断していくことになるだろうというのが、この間の事情を見ながらの推察でございます。

また、感染状況についてもまだまだ楽観できないと思いますので、議員ご指摘の4 回目の接種もあるかもしれないということを念頭に、まずは目の前の任務に当たっていきたくと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 常に手探り状態で大変でしょうけれども、町民の安心・安全を守るためにもよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

子どもの感染者が増加する一方、国は、11 歳以下のワクチン接種について努力義務としない方針を示したが、町ではどのような対応で臨むこととしているのか見解をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

小児のワクチン接種は予防接種法上の努力義務ではございませんので、最終的には、保護者の皆さんがご納得した上で接種の可否をご判断いただくということとなります。

しかし、これまでの第6 波の中では、先ほども申しましたが、若い方の感染、特に全国的に多くの子どもの感染が確認されております。

また、日本小児科学会では、海外で広くワクチン接種が進められていることや、基礎疾患を持つ子どもの重症化予防にとってワクチンの接種は意義があると考えを公表しております。

このため、町では、国の方針の下、公立藤田総合病院と併せまして、福島市との協議を進めまして、公立藤田総合病院と福島市で行う共同接種の会場と2 つの会場から選べるような体制を取るという形で臨むこととしております。

町では既に、第1 弾といたしまして、小学5 年生と4 年生に対して接種の案内を出

しておりますほか、4月以降の第2弾では、小学3年生以下についても年齢順に、ワクチンが到着し次第、順次接種のほうを進めていきたいと、その準備をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） もちろん、子どもの接種については、本人や保護者の納得の上で打つのが当然であると思えますけれども、先日、保護者に意向調査をしたと聞いております。そこで、要望する保護者の割合はどうだったのか、もし数字があればお示しく下さい。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

小児のワクチン接種の実施にあたりましては、接種計画の規模感を把握するために、保護者の皆様に意向調査をさせていただきました。5歳から11歳の方のうち327名に接種の意向をお伺いしまして、223件のご回答をいただきました。回答率は68.2%でございます。

これによりますと、「接種を希望する」方は55%、「未定だ」と答えた方が33%、「希望しない」と答えた方が12%でございました。つまり、未定も含めて8割以上の保護者の皆さんが、接種に参加するという考えをお持ちのようでございます。

この意向調査の中では、様々な疑問等も寄せられております。ご心配事等も寄せられておりますので、接種の案内と一緒に、今のアンケートの結果を保護者の皆様にフィードバックをしております。

今後も、保護者の皆様から寄せられた声をしっかり受け止めまして、接種に向けて対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひとも保護者に対する丁寧な対応をお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

7日月曜日は、午前10時より議案調査会を本議場で行いますので、ご参集ください。

8日は午前10時から本会議を開きます。

なお、午後2時50分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2 時 4 1 分)

第 3 日

令和4年第1回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|-----|-----|--|
| 第 1 | 報告第 | 1号 | その他の債権放棄について |
| 第 2 | 報告第 | 2号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 3 | 承認第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 4 | 議案第 | 1号 | 国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例 |
| 第 5 | 議案第 | 2号 | 国見町石母田財産区管理会条例 |
| 第 6 | 議案第 | 3号 | 国見町石母田財産区施設条例 |
| 第 7 | 議案第 | 4号 | 国見町石母田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例 |
| 第 8 | 議案第 | 5号 | 国見町地区集会所条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 | 6号 | 国見町観月台文化センター条例等の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 | 7号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 | 8号 | 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第 | 9号 | 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第 | 10号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第 | 11号 | 国見町特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第 | 12号 | 国見町防災会議条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 議案第 | 13号 | 国見町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第17 | 議案第 | 14号 | 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第18 | 議案第 | 15号 | 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第19 | 議案第 | 16号 | 国見町水道条例の一部を改正する条例 |
| 第20 | 議案第 | 17号 | 国見町保健施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 |
| 第21 | 議案第 | 18号 | 福島市と国見町とのふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について |
| 第22 | 議案第 | 19号 | 町道路線の認定について |
| 第23 | 議案第 | 20号 | 令和3年度国見町一般会計補正予算（第8号） |
| 第24 | 議案第 | 21号 | 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第25 | 議案第 | 22号 | 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第26 | 議案第 | 23号 | 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第27 | 議案第 | 24号 | 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号） |

第 28 議案第 25 号 令和 3 年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算（第 1 号）

第 29 議案第 26 号 令和 3 年度国見町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（追加日程）

第 30 発議第 1 号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、完全撤退
と平和的手段による早期解決を求める決議

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第1号 その他の債権放棄について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第1号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 報告第1号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまの債権放棄の件で、件数、それから金額、それから水道料金の場合には水道料金を納めないで水道を止めることもできるのですけれども、なるべく債権放棄に至らないような処理をすべきではなかったかと思っておりますけれども、放棄に至った経緯と件数、金額について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

まず、納付件数でございますが、2件でございます。件数の理由でございますが、1件目は、納付折衝を重ねてまいりましたが納付につながらず、今後も納付の見込みがありませんでした。また、消滅時効に係ります時効期限も満了したことから欠損するということでございます。もう1点でございますが、法人の破産が確定したものでございます。

今後、欠損しないための対応でございますが、やはり納付交渉を重ねまして、さらには最終的には給水停止ということになるかと思っております。今後とも納付交渉を進めていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告に

ついて

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 報告第2号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてについてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、報告のみにとどめます。

◇

◇

◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件についての説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいま総務課長から説明ありましたけれども、福祉課長にお尋ねしたいと思います。

今回の扶助費の中で、住民税非課税の世帯に対する臨時給付金と子育ての臨時特別給付金ということになりますけれども、その内訳について、一人当たり10万円ということになっておりますけれども、人数と経費はどのような内訳になっているかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 臨時特別給付金の今回の補正の内訳ということでお答えいたします。

まず、社会福祉総務費の扶助費に計上しております住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の内訳でございますが、非課税世帯分としまして、一人10万円、これを1,000世帯分の計上、それから家計急変世帯分としまして、これも10万円ですが510世帯分、合わせて1,510世帯分、1億5100万円の計上をしたところでございます。

また、児童福祉総務費、2ポツでございますが、こちらは子育て世帯への臨時特別給付金分でございますが、18歳以下の児童一人10万円の給付でございますが、そのうち先行給付分5万円につきましては、昨年12月議会の補正で予算計上しております。今回の補正につきましては追加給付分、当初、国からはクーポン給付ということでしたが、こちらを国見町ではクーポンではなく現金の一括給付といたしまして、

その追加給付5万円分の予算について専決補正をしたところでございます。

内訳といたしましては、中学生以下、これは児童手当受給者になりますが、742名分、5万円ということになります。それから高校生について229名分、合わせて971名分の5万円の追加給付分の予算計上をしたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案第1号 国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第1号「国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第1号、国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 新しく基金を設置すると受け止めたところでありますけれども、その金額について、最初は3億5700万円ということで計画されていると思います。この基金の使い道といいますか、どのような事業に充てる計画なのでしょうか。具体的なことでお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

まず、この基金の条例につきましては、「第6次国見町総合計画」、また「国見町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく事業についてのみ充当できるということになっております。具体的には、来年度以降、防災関係の事業及びそれに付随する事業、こちらのほうについてはまだ明確な定めはございませんけれども、今のところ確定しているものにつきましては、防災事業についてこの事業を展開したいということで考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第2号 国見町石母田財産区管理会条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第2号「国見町石母田財産区管理会条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第2号、国見町石母田財産区管理会条例の制定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 議案第2号の石母田財産区の管理条例なのですが、これに至った理由、なぜ今、石母田財産区、町で経営するような形になったのかどうか、その理由について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

石母田財産区につきましては、令和2年12月に公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、令和4年3月執行予定だった石母田財産区議会議員選挙から15万円の供託金の納付が発生することになりました。このため石母田財産区議会と町は昨年9月から対応を協議してまいりましたが、議員の成り手が不足する中、新たに15万円の供託金が発生すれば、今後、石母田財産区議会議員選挙のたびに8人の候補者を選出することは極めて困難であり、議会制から管理会制に移行することはやむなしとの結論に至りました。

その後、石母田の5つの町内会長との協議、さらには地元説明会を2回開催して、経過と今後の対応を説明してまいりました。そして、本年2月14日に開会しました令和4年第1回国見町石母田財産区議会定例会において財産区議会設置条例を廃止する条例を全会一致で可決し、本年3月31日をもって石母田財産区議会が廃止される

ことが決定されたところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） さきの議案の説明で、入山財産区及び大木戸財産区の管理条例に倣って今回の管理条例をつくったという形の説明がありましたけれども、この議案が可決されれば、今までの入山財産区、あるいは大木戸財産区と同じような形の運営になるのでしょうか、まず1点質問したいと思います。

同時に、今度、公職選挙法が適用されるという場合に、委員が7人という形になります。我々議員の場合は6分の1の欠員が生じた場合は補選ということがあるのですが、7人になれば、1人、2人欠員になればそういう形になるのかどうか、その内容について説明願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

まず管理については、入山財産区と大木戸財産区同様に、4月以降は、石母田財産区も特別会計を設置して、管理者である町長が引き続き管理してまいります。

2点目につきましては……すみません、2点目、もう一度よろしいでしょうか。すみません。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 第2条の2において、委員が7人という形になっております。説明の中で、今まで委員になる人が少なく、今回、総会でいろんな形で審議した結果、相談した結果、こういう結果になっているのですけれども、7人にした場合、やはりやる人が少なくなって、7人に満たない場合は6人、いわゆる公職選挙法適用になって、我々議会の議員の欠員と同じく、6分の1を超えた場合には補欠選挙を必要とします。やはりこの管理会条例の7人も同じ適用になるのでしょうか。お分かりですか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 大変失礼しました。

4月からは、議会制ではなく、管理会制になりますので、管理委員7名につきましては、選挙ではなく、あくまで同意案件になりますので、地元から選出いただいた7名を町の議会に人事案件、同意案件として提出させていただき、決定いただく形になります。

以上、答弁します。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第3号 国見町石母田財産区施設条例

議長(東海林一樹君) 日程第6、議案第3号「国見町石母田財産区施設条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 議案第3号、国見町石母田財産区施設条例の制定についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番(八島博正君) 議案第3号の財産区の施設の条例、その前の議案で説明ありました大木戸財産区及び入山財産区にはこういう施設はなかったのです。今度、議案第3号の石母田の場合はあそこの事務所というか、2階建ての。それを含めて相当な広い土地もあると思うのですけれども、施設の内容について、土地の面積、あるいは建物の現在建っているものの数等々についてお分かりならばご説明願いたいと思います。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 八島議員のご質問にお答えいたします。

石母田財産区として現時点で保有している財産につきましては、主なものとして、山林が約137ヘクタール、そして建物施設として510平米ほどの施設を保有している形になってございます。

以上、答弁とします。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第4号 国見町石母田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第4号「国見町石母田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第4号、国見町石母田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 議案第4号について質問いたします。

基金の設置なのですけれども、現在、国見町では渇水対策施設特別会計予算という渇水対策に係る基金の管理運営規程がございます。今回、石母田財産区の中で基金をつくるわけなのですけれども、基金の予定金額というか、それはあるのでしょうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 八島議員のご質問にお答えします。

今回、石母田財産区として財政調整基金の設置条例の制定をお願いしてございますが、現時点で石母田財産区議会において財政調整基金が約1700万円ほどございますので、その全額を新たに設置する石母田財産区特別会計予算の財政調整基金に移すために、今回このような条例を制定させていただくものでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第5号 国見町地区集会所条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第5号「国見町地区集会所条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 議案第5号、国見町地区集会所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 生涯学習課長にお尋ねしたいと思います。

第4条の規定の部分なのですが、管理の委託から指定管理者による管理ということで今説明がありました。その管理者の相手というのは法人その他の団体であつてということになっておりますけれども、これをそのまま受け取ると民間に委託するというような受け止め方もできるのですけれども、現時点で考えていることはどのような相手方に指定をお願いすることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

現状の各地区の中央集会所の管理におきましては、各地区の代表者の方に管理をお願いしているところです。今回の改正規定におきましては、指定管理者の規定の部分を改めて規定としてあげさせていただきましたが、今後の集会所の管理に関しましても各地区の皆様で運営していただくように、現状としては変えない方向で考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第6号 国見町観月台文化センター条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第6号「国見町観月台文化センター条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 議案第6号、国見町観月台文化センター条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 国見町観月台文化センター条例第6条及び国見町体育施設条例第3条に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に該当する組織についての規程がありますが、町には学校関係施設も条例があると思うのですが、それに対しての暴力団による不法行為の防止に関する条例というものは、適用されているのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 指定管理者に関する規定に関しましては、町の条例で国見町暴力団排除条例というのがあります。町、もしくは教育委員会が開設する施設に関する規定として、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を条例の規定により、当該公の施設の使用の許可または承認をしないことができるとする規定があるものですから、個別の条例でも規定をしているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 学校関係でやっぱりこういう条例を設けているのだからお聞きしたいと思うので、よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

今、町のほうで暴力団排除条例があるということでお答えしたと思いますが、学校関係は基本的に使わせることをあまり想定していないことから、そこまで言及していないと。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 法制担当のほうからということですが、一般的に使用貸借があるものについて、そこは条例で規定させていただくということで、暴力団排除条例ができた以降、その都度、改正のたびに追加をさせていただいたということでございまして、現時点で入っているものが、条例ですと、約款系は全て入っておりますけれども、あとは道の駅の条例、今回開設するものと、あと農産物加工施設条例、あと町営住宅管理条例、定住促進住宅条例とか、使用貸借に係るもの、あと国見町町営の駐車場、この辺には全て暴力団には貸さないよという要綱が記載されているということでございまして、あと今後、条例改正があるようなものについて、入っていないものについてはその都度きちんと対処していく。ただ、大本の排除条例がありますから、必ず明記しなければならないということでもないので、一応、排除条例のほかに、きちんとほかの条例で使用関係があるものについてはそこに明記をしていくというような対応が必要かなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 生涯学習課長にお尋ねいたします。

今回の条例改正ということで、特に11条の上野台運動公園、つまり体育施設の条例を改正するという部分についてお尋ねいたします。

第11条にプールとあり、プールは多分上野台公園にありますけれども、運用ができないというような状態にあります、この一部の条例についてでもまたプールがそのまま残っている。となると、逆にいえば、プールはまたやってもらえるのではないかというような憶測に陥るとは思うのですけれども、これはあえてプールをそのまま残す、条例を残すというのは何か理由があるのでしょうか。その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 渡辺議員のお質しにお答えいたします。

ご指摘のとおり、上野台のプールにおきましては、使えていない状況にあります。本町の公共施設全般の整備について、国見町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを全庁的に行っておりまして、国見町これからの自治体サービス等組織等検討委員会で協議・検討しているところです。利用者や地域の方の声を聞いた上で、コンセンサスを得て方向性がまとまった段階で改めて例規等に反映していきたいと考えているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長の説明でいいますと、プールを今まで同僚議員がいろいろな質問をさせていただいていると思うのです。そうした場合に、プールという施設は、皆さんの意見をある程度考えると、今の課長の答弁ですと、皆さん町民からの意見を拝聴しながら再度考えることもあるということによろしいのですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 答弁させていただいたとおりなのですが、庁内の検討会等で検討してまいるというところで、現時点におきましてプールの今後について答弁できるものではありません。ただし、プールを含めた全体的な施設の整備ということでは、全ての施設の整備が図られる状態では、町の状態ではないということは議員もご承知のとおりだと思います。プールの整備に関してもそういったことを含めた上での判断となりますので、明確なお答えといたしましては差し控えたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 改めまして私のほうから補足させていただきます。

今ご質問のありましたプールについてですが、6月の定例会におきましても議員からご質問いただいて、その中で、町長から、残さなくてはいけない施設と、あとは廃止をしなくてはならない施設、そういう選別も少なからず必要になってくるということをお答えさせていただきました。

私どもは、施設について、きちんと残すべきものなのか、残さないのかということ

ろについて、公共施設総合管理計画の中できちんと打ち出していくということが必要だと思っています。今その管理計画について策定中でもあり、まずはプールについてはそのまま載せさせていただいたというところです。なぜ載せたかということについては、管理をしていくということで載せてあります。

ただし、先ほど言いましたが、公共施設等総合管理計画で、これについては、厳しいということの結論になれば、そこでご説明申し上げて改めて削除するというような手続になろうと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の質問と同じになってしまうのですけれども、私も先ほど6月の定例会でプール、平成29年から止まっていますねと。それで、いつやるのですかという質問をさせていただきました。そのとき町長の答弁によりますと、やはり別なものがやるのがいっぱいあって、パークゴルフの話も出たのですけれども、そういうほうにまだ行っていないということで、私はこれは何を考えているのかと思ったら、後から出てくると思うのですけれども、広域連携を含めた場合に、別な例えば伊達とか桑折とかそういうところにプールがあるのではないですかと、それも一つの案でないですかねというのを私はそのとき思ったのですけれども、そういうことも含めてこれは考えているのでしょうか。だからプールをそのまま残すというふうに考えたのか、ちょっとお答えいただきたい。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

今回の提案につきましては、あくまでも、先ほど答弁いたしましたように、管理という意味で残してあるということです。これ以上については現状ではございませんので、先ほど答弁のとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時5分まで休議いたします。

（午前10時55分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

◇議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第8号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第8号「国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第8号、国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第9号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第9号「国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第9号、国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番(山崎健吉君) 総務課長にお尋ねいたします。

附則の中で今度、寒冷地手当ということを支給するという明文化されるのですが、そもそも地方公務員というか福島県では会津を除いて寒冷地手当は廃止されたはずなのですが、なぜわざわざここに寒冷地手当と書く必要があるかをお尋ねしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(阿部正一君) 今回の改正につきましては、もともと、昔、薪炭手当といったものが寒冷地手当に名前が変わっていた、そういった部分を修正するというので、文言の修正となっております。寒冷地手当につきましては、確かに現在は支給されておりません。支給できないわけではなくて、支給地域になっていないという状況がありまして、ただし、国見町に勤務する者でなくて、国見町の身分を持ちながら他地域、例えば北海道であるとか、そういったところに赴くような場合もありますので、手当としては残っているけれども支給はしていないという考え方になります。

ただ、現在、温暖化と言っていますけれども、急に寒くなって支給が必要になると考えれば可能性もありますし、手当としてなくなっているわけではないので、名前だけ残っていくということでご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第11号 国見町特別会計条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第11号「国見町特別会計条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第11号、国見町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第12号 国見町防災会議条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第15、議案第12号「国見町防災会議条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。住民防災課長。

住民防災課長(澁谷康弘君) 議案第12号、国見町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第13号 国見町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第16、議案第13号「国見町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。住民防災課長。

住民防災課長(澁谷康弘君) 議案第13号、国見町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番(浅野富男君) 大変な活動ですので、報酬、それから費用弁償、上がることについては異論はありませんけれども、その逆に、地域へ出ますと、団員の成り手がなか

なかないという事で苦慮しているのが現状ではないかと思っております。この辺りについて、今後どのような形で展開していくことになるのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まさに消防団の成り手不足ということが今大変問題となっております。実はこの消防団の報酬等の基準の策定についてという消防庁長官の通知が出るまでの過程の部分なのですが、こちらもやはり国の段階でも消防団員の著しい減少が問題となっております。そのことから、まずは消防団員の処遇改善をするべきというようなのが今回の消防庁長官通知の柱であると思っております。このことから、国見町では、この通知通りの改正をしようとしたものでございます。

ただ、実際の消防団員の確保に関しては、どうしてもやはり消防団での活動に頼らざるを得ない、声をかけていただいたり、勧誘していただいたりという部分がどうしてもメインになってきているのは事実かと思えます。こういった部分には、県からも、消防団員の確保について、企業を回ったりというようなことも一つ方法としてはございますので、ここ一、二年、コロナ禍ということでなかなかよその団体とか会社に行ったりという部分、行えてきておりませんが、団の幹部を中心に、もちろん事務局も併せて、そういった企業に理解を求めたり、PRのための広報活動を行ったりというようなことで、できるだけ団員の確保について努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 関連する質問なのですが、先ほどの質問の中で忘れまして。成り手がいないということで、当然、少ないとは思っているのですが、法令で団員の確保に関するような数値があったかと思うのですが、これとの関係では現在、国見町ではどうなっているのですか。クリアしているといいますか、大丈夫なような状況になっているというような、どういう状況が今現実なのでしょう。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

法令という部分といいますより、町で条例定数というものがございます。現在、条例上の定数は266名ということで決まっておりますが、現時点での実団員数の部分でございますけれども、約230名というような状況でございます。当然、定数を割っているというような状況でありまして、ただ、法令違反なのかという部分は、そうは当たらないのかなということでございますけれども、いずれの自治体もそのような部分で、団員の確保、それからいわゆる定員を満たすという部分では苦勞している部分かなと思っております。

今後でありますけれども、定数がこのままでいいのかどうかという部分も含めて、ただ、災害時や火災等の活動を考えますと痛しかゆしの部分はあるのですが、定数、このままでいいのかという部分もあると思っておりますので、今後、そこについては

消防団のほうと十分協議して、どのような方向にしていくかというところについては検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第14号 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第14号「国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議案第14号、国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第15号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第15号「国見町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議案第15号、国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第16号 国見町水道条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第16号「国見町水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第16号、国見町水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第17号 国見町保健施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第17号「国見町保健施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第17号、国見町保健施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第18号 福島市と国見町とのふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議長（東海林一樹君） 日程第21、議案第18号「福島市及び国見町におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第18号、福島市及び国見町におけるふくしま田園中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 本議案に関連する質疑については一般質問で行いましたので、討論のみを申し上げます。

議案第18号は、福島市を中核都市とするふくしま田園中枢都市圏を形成するにあたって、福島市と国見町が連携するために結ばれる連携協約の協議を進めたいとの議

案であります。このことについてはこれまでに何度か説明がありました。それによると、このような中枢都市圏の形成計画は全国で進められています。自治体同士が住民の福祉のために協議して進められるものではなく、国の方針の下で中枢都市を指定し、その周辺を連携都市として大きな構成体に形成し、広域的な自治組織に見立てようとするものであります。

この計画は人口減少への対応が主旨とされていますが、人口減の要因については全く触れられていません。自然減少も要因の一つではあるとも考えられますが、社会的要因も小さくはないと思われます。ここをしっかりと見る必要があります。それぞれの自治体では住民の幸せを願い、その対応に努力しています。国は、大きな枠組みにしての対応ではなく、それぞれの自治体に対して支援すべきことであります。もはや全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難であるとの発想の下で進めるのではなく、小さな自治体でも森林や水資源を維持し、食糧の供給を担っているのではないかといった考え方で進めてもらう必要があります。

したがって、このような国の進め方について異議を申し上げますことにおいて反対とするものであります。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいま浅野議員は反対という討論でよろしいかと思うのですが、私はこの議案に賛成の立場で申し上げます。

このふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携を協約するという議案ですが、この目的にありますように、甲及び乙、乙は福島市に隣接する、関係する、それぞれが乙になるわけなのですけれども、その最後のほうにありますように、圏域全体の経済成長を図り福島の復興を牽引することを目的とする。この目的の達成のためのまさに連携中枢都市圏の形成だと思ふのですけれども、もはや日本は人口減少はとどまらないと思います。そうしますと、それぞれの市、町がいかにして人口減少に対して対応していくか、これは一つの、いわゆる手段の一つにほかならないと思います。ぜひこの都市圏の協約を結びまして、それぞれの特徴を生かして全体的に発展することが期待できると思いますので、賛成いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） 討論を終了し、これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第19号 町道路線の認定について

議長（東海林一樹君） 日程第22、議案第19号「町道路線の認定について」の件を議

題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第19号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時47分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇議案第20号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第8号）

議長（東海林一樹君） 日程第23、議案第20号「令和3年度国見町一般会計補正予算（第8号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第20号、令和3年度国見町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 総務課長にご質問いたします。

概要でいきますと2ページ目、補正予算書でいきますと28ページ目、2款1項5目17節備品購入費、公用車ドラレコ、アルコール検知器とありますが、そのうち一つ、公用車については町長の説明から水素自動車と思われませんが、水素自動車ですと710万円以上すると思われませんが、予算では332万円とございます。どんな車

種でしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 1番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

今回購入予定の水素自動車「ミライ」につきましては新型でございまして、ご承知のとおり、昨年、2020でしたけれども、2021に開催されましたオリンピックにおけるトヨタのデモカーということで、それをラッピングを変えまして安く買うことができるということになりましたので、町といたしましても、SDGsに準拠するためにそういった形で水素カーを導入したいということで予算に計上したということでご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。ラッピングはともかく、オリンピックで使用した車ということですね。

では、インフラについて聞きたいのですけれども、私も詳しいものですから。福島市では5か所しか充填できる施設はないと思われま。また、冬期間閉鎖する期間があると思えますので、まして週二、三回程度で予約制というインフラの中で、実は昨年の令和3年度の第2回定例会で私、一般質問で充填設備の質問をさせていただいたときに副町長にお答えいただいておりますけれども、国土交通省と情報交換して判断していきたいというご返答をいただいております。それで、これ、鶏が先なのか卵が先なのかあれなのですけれども、インフラが先か車両が先かと思われるのですけれども、ちょっと時期尚早ではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

議員のご心配、ごもっともかなと思えますが、確かに鶏か卵かという議論なのですが、ただ、SDGsのことを考えれば、行政としても一定の方向性は出さなければならないのかなということで、確かに大笹生、住所は平野でございましてけれども、そこに月・水・金、午前2時間、午後2時間ぐらいの時間で移動式2基の充填できる施設あると聞いておりますが、その辺については状況を見ながら対応できる体制を組んでいかなければならないし、あとは、先ほども申し上げましたが、「ミライ」が300万円台で買えるというのは多分もうないと思っていますから、ここはやっぱり姿勢として、そういったお古をちゃんと使うのだよという姿勢も町としては見せなければならない。あとは福島市が今後、市役所の隣接地に検討するような状況もありますし、今後の展開次第では、民間の方にもよりますが、国見町にも再生可能エネルギー普及が進み、設置できるような状況ができれば、取り組んでいく方向性は必要だと思いますので、まずは隗より始めよではないですが、町としてもそういった姿勢を見せていきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

課長、ご存じだと思いますけれども、福島の大笹生の施設というのは、移動式というのは多分ご存じだと思うのです。現在、福島と郡山、スケジュールで回っていらっしゃるみたいですが、さっきの話になるのでなかなか設置というわけにいかないと思いますが、こういった移動式の施設を逆に道の駅に連れてくるとか、そういったことで町長がおっしゃっています脱炭素社会への転換とかいうのもPRができるのではないかと思いますので、ちょっと検討してください。

次に、アルコール検知器、アルコールチェッカーと書いてありますけれども、これもちょっと詳しいので。半導体タイプと燃料電池タイプと2種類があるのですが、今回どんな機種を何台購入する予定でしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

アルコールチェッカーにつきましては、道路交通法の改正によりまして、4月1日から施行と。あと10月1日から義務化されるということで、町としても早めの対応が必要だということで予算を計上させていただきました。タイプといたしましてはハンディーではなくて据置き型で、各施設の車庫の近くに置いてやるということで、燃料電池タイプで検討しています。その辺については追って詳細を詰めながら導入を図っていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

次に、概要の5ページ、補正予算でいきますと43ページ、7款1項4目14節工事請負費、つながる～む床改修工事費とありますが、今現在利用できたと思いますけれども、壊れていて子どもたちに利用させているのでしょうか、その辺をお聞きしたいです。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 1番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

今回3月補正予算で道の駅のつながる～むの床の改修工事費を計上させていただいております。つながる～むの床につきましては杉材を使っておりますが、やはり経年劣化によるささくれ、あるいはゆがみによる隙間の発生などが生じていることから、早急に対応が必要ということで、安全・安心を求めて当初予算ではなく3月補正予算で少しでも早く計上させていただいて現場のほうを修繕、改修していききたいということで、今回計上させていただきました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。そういうことであれば、改修のほうよろしく願いします。

次に、概要の6ページ、補正予算で45ページ、8款5項1目14節、こちらも工

事請負費ですが、町営住宅の消火設備更新工事費となっております。これはどこの何を更新工事するのかお教えてください。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

主な修繕内容ということでございますが、まずは板橋南団地におきます非常警報器の経年劣化によるバッテリーの交換、一部警報器本体の交換という内容でございます。また、滝山団地と定住促進住宅については、消火器具の格納箱の本体交換というような内容となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。

これもまたちょっと詳しいので聞きますが、実は2011年1月1日に消防法改正で、10年間の猶予期間を設けて、去年2021年12月31日に消火器のマークが消防法改正で変更となっております。誰でも見た目、文字からイラストになっているので分かりやすいかと思えますけれども、そういった小さいところ、消火器、そういったものも点検されているのかどうか。ただ、庁舎とか観月台とか大きい施設は業者が入っていらっしゃると思うのですけれども、小さい例えば町営住宅、そういうところは消火器の設備、失効になっているものとか、そういったのをチェックされているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

設置してある消火器についてのお質しなのですけれども、まず集合住宅で定期点検の義務のない集合住宅でございます。それについては、町のほうで維持管理に努めておるところでございます。省令改正による新規格の表示式の消火器の更新をしているのかということでありまして、全ての消火器については更新済みということでお答えいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私のほうからは、ページで言いますと38ページ、6目の12委託料、この中にPCR検査委託料100万円が減額となっておりますけれども、そもそもこのPCR検査というのは、今までというか、何人ほど去年、今年度というのかな、何人くらいを予想していたのか。実際今46名ですか、コロナ感染にかかっている人は。何名くらいを予想して何名くらいになったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

こちらに載っておりますPCR検査委託料は、高齢者に限定いたしまして県の事業

で実施するPCR検査事業でございました。実態としては、もう既にワクチン検査パッケージに移っておりますので、そのワクチン検査パッケージが本格導入される前の段階で実施したものでございます。今の段階では1名の実績がありましたけれども、それ以降はワクチン検査パッケージ、薬局などでの検査に移っているものですから、実績がなかったということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。

次は、57ページの職員の超過勤務について。この間、一般質問の中で私、去年と比べて今年度は幾らかなというのを質問しようと思ったのですが、今年度についてはまだまとまっていないということで質問できなかったのですが、この補正の中で5618万6000円となっているのですが、これは何人を対象にして一人当たり幾らの金額になっているか教えてください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

この表の下の段、アの表の職員数が109とございます。109のうち一般会計支弁の管理職が14人ございますので、実態としては95人。95人で割った金額となりますと、一人当たり1月約5万円という金額になっています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 一人当たり5万円ということは、これに12を掛ければ60万円程度になるということですよ。この間、私がお話して課長からも答弁をいただいたのは、これはちょっと違うのでしょうかけれども、町人事行政運営等の状況の公表に関する条例の中では、課長も言われたように一人当たり57万9215円、時間にすると237時間、こういうような答弁をしていたのですが、今のとリンクすると逆に上がっているのではないですか。その辺はどうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

そちらの数字については一般会計以外の数字も入っており、特別会計支弁、水道会計支弁も含めてのトータルでの数値となりますので、そちらの状況によっては差が生まれると判断しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうすると、その数字を同じような数字に横並びにするといくらになるかちょっと教えてください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 特会の部分まで含められるとちょっと困るのですが。特会は特会でやってもらいたいのでは。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、その数字については後でお伺いしたいと思いますけれども、いずれ、私、一般質問の中で、なんで国見町は超過勤務が高いのかという質問に対して、町長は町民に寄り添ったから桑折よりも川俣よりも高いのだというようなことの発言がなされましたけれども、今まで、過去を私も見たのですけれども、四、五年間は10%くらいずつ減っているのです。それは大変いいことなのですからけれども、今回のことも多分それを精査すれば10%くらいは減るのではなかろうかと思っているのですけれども、ぜひ超過勤務も、一般質問で言ったように、これが必ずやらなくてはならないというような、去年は200時間、200万円多いのですけれども、これは地震があったという理屈がつくのですけれども、今年になってからはコロナの関係で接種ということも理屈がつくのですけれども、普通的时候はそんななかなか突発的なことがないと思いますので、その辺ちょっとどういうことでこんなに高くなっているのか、ほかの市町村と。もう一度答弁お願いしたいなと思っています。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 高くなっているということではないですよ。数字としては減っているんで、高くはなっていないので。実際、金額は別にして、時間数であれば昨年比で約2割程度減ってきている。2月末現在で1万7000ちょっとの時間なので、3月分を入れても多分2万ちょっとぐらいにしかないのかなと思っています。昨年は地震もありましたが2万6000を超える時間なので、2割以上は多分減ると考えていますし、金額もそれなりに減ってはきています。特殊な事情があれば当然、災害、あのような状況でやっていたから当然増えましたけれども、そのようなことがなければ2万時間を切るぐらいの形では推移できるのかなと思っています。これは一般質問でもお答えしましたけれども、常に庁議等で管理職を先頭にこういった業務の見直しも含めて進めていくということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 重ねて答弁しますが、まず国見町の超過勤務が多い理由というのは、一般質問の中で総務課長が答弁しております。それを繰り返しますが、まず、国見町の超過勤務の支払いの仕方というのでしょうか、支払いと言えば変ですけれども、超過勤務の仕方、それは当然、管理職にやってもいいですかという伺いを立てて、担当管理職がそれを認める。その実績をシステムに入れるということなのですが、超過勤務をした分についてはこの国見町はきちんと支払いをするという、そこをちょっともう一度確認いただきたい。よその町は管理職としての捉え方なんか国見町と違う場合があります。課長以外の職についても管理職手当という形で定額の手当を支給して、超過勤務手当は支払わないといったような自治体もありますから、その辺の差もちょっと勘案いただきたいというのが一般質問に対しての答弁でした。

あとは、引地がお話ししたのは、当然、職員としての資質の問題もありますし、町民からのいろんな要望がありますでしょう。その要望にきちんと応えようとすればす

るほど業務が増えるというお話をしたので、その辺、よそがこうだから国見がこうではないのはおかしいのではないかというその論法は、我々はなかなか受け入れ難いところがあります。そこのところご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、一般質問の中でお答えいただいたことを再度いただきましたけれども、いずれ、先ほど町長が言ったように、ある町というのが、桑折町は課長補佐以上が管理職になっているから、逆に管理職手当の中に超勤というかその部分が合わさっているというのは分かりますけれども、結果的に町民にお話するときには今の内容というのはなかなか分かりづらいのです。ですから、我々も今年の1月、公表になった、それを見て随分超勤が高いねと、ほかの町はどうなのと、こういう質問したとき、数字だけで羅列して並べて言うと。だから、今町長言ったように、それを分かりやすくやっぱり町民にも我々もお知らせする義務があるので、ぜひ今後もその辺も含めてお話していただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかに質問。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ページ数は29ページになります。8款企画費の24節、先ほどの条例をつくるということで、企画調整課長だと思うのですが、金額的には3億5700万円という数字をあげており、補正増ということであげていますが、その中身については、先ほど浅野議員からも質問があったのですが、その中身についてもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 10番渡辺議員のご質問にお答えします。

この企業版ふるさと納税につきましては、先ほど申しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた事業ということになっております。この事業に関しまして賛同していただいた企業、またパートナーシップを構築した企業について、1社から企業版ふるさと納税の寄附があったということでございます。

なお、寄附いただいた企業につきましては、匿名でお願いしたいというような申出がありましたので、企業名については伏せさせていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の企業の中身ですが、私としては、聞きたかったのは、その事業内容です。基金をもらった方の動きではなく、どんな事業を考えているのかということを知りたいのですが、先ほどのことを覚えていますが、多少聞きたいと思いますので、お願いいたします。

それで、先ほど課長が言われた中での今回の補正、3億5700万円という補正をしなくてはならない根本的な理由は何だったのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税に係る寄附があったということで、基金を創設して事業を展開するというような形になったということでございます。企業版ふるさと納税については、仕組みについてはここではちょっと答弁については避けさせていただきますけれども、いわゆる企業側から寄附があったということで、町としてその寄附に基づき、総合戦略の事業を展開するというので基金を創設し、来年度以降、事業を展開するというのでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） では、最後になりますけれども、今ここではこのふるさと納税をどういうふうにするのはちょっと答弁できないということですよ。であれば、私とすればそこを聞きたいのが本当なのですけれども、補正増は、こういうふうな寄附金が集まったので、急を要するためにこのような基金をつくったと。条例もつくってこういう形をとってやったのだということで理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、基金に積み立てるために一般会計に補正予算を組んだということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 産業振興課長でよろしいかと思っております。予算書は41ページになります。その中で、福島県営農再開支援事業という内容があります。金額的には2700万円ほどで、かなり大きいなと思ったのですけれども、どういう事情で減額補正という形になったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 12番浅野議員のご質問にお答えいたします。

予算書でいきますと41ページ、福島県営農再開支援事業2771万2000円の減額になりますが、こちらの事業につきましては、果樹の改植事業になります。当初予算で面積19ヘクタール分を計上しましたが、ふくしま未来と伊達果実の2農協で改植を行った実績が9.3ヘクタールとなったため、不用残を3月補正で減額させていただいた内容となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、この農家の方にしましたらば、そういった事業について、あまり必要なかったということとは違う話になるのでしょうか。どうなのでしょう。ということで面積が、9.3だと何%になるか、少なくなったというところ

ころは、どういう事情があって注文がなかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

こちらの福島県営農再開支援事業に伴う改植事業につきましては、もともと原発事故に伴う風評対策で事業がスタートしてございます。それから長年この改植事業に取り組んでまいりましたので、国見町内での改植率も大分上がってきているところで、あくまで農家の希望している方の改植面積については全て今年度行わせていただいた形になります。当初予算計上の面積が少し過大だったのかなというところはあるかと思いますが、こちら10分の10の補助率になりますので、引き続き新年度以降も事業継続の期間はPRをしながら改植事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第21号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第24、議案第21号「令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第21号、令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第22号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第25、議案第22号「令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) 議案第22号、令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)のご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第23号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第26、議案第23号「令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) 議案第23号、令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)のご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第24号 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第27、議案第24号「令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。福祉課長。

福祉課長(武田正裕君) 議案第24号、令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第25号 令和3年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第28、議案第25号「令和3年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第25号、令和3年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第26号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第29、議案第26号「令和3年度国見町水道事業会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第26号、令和3年度国見町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番(山崎健吉君) 教えていただきたいのですけれども、3ページで水道事業収益、営業外収益、この中で補正として696万1000円、こういう数字上がっていて、この中でさっきお話しされたのは、原発事故による補償、こういうふうに話したと思うのですけれども、これは国見町水道としては毎年これくらい補償されているか、全体で幾らくらいの補償が必要というか請求しているのか、ちょっと教えていただきたい。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) お答えいたします。

営業外収益のその他の雑収益ということで696万1000円、これは東京電力の損害賠償金でございますが、これは水道料金の減収分に係る逸失利益ということで、平成21年度の使用料を基準に寄与率とかいろいろ補正率を掛けまして、東電のほうで平成21年の使用料を基準に2倍の補償金を支払うということで、この補償についてはここで終期とさせていただきたいということで、これを受けてこの金額になったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 山崎健吉君。

5番(山崎健吉君) ちょっと前のも見ていないので失礼なのですけれども、これは平成23年の原発事故が発生したときから、それに今までの分を2倍掛けてこの金額ですよと、こういうことで終了ということでもいいのですか、見方は。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 平成21年度からの減収分、平成21年度を基準にしまして、それから料金が下がった分について補償してきてもらっていた部分でございます。さらに、先ほど説明が漏れましたが、水道水のモニタリングに係る運搬費用も加算されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後1時59分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後2時00分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり1件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この1件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、完全撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

議長(東海林一樹君) 日程第30、発議第1号「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、完全撤退と平和的手段による早期解決を求める決議」の件を議題といたします。

書記に議案及び決議文を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

13番八島博正君。

13番(八島博正君) 発議第1号、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、完全撤退と平和的手段による早期解決を求める決議案について説明いたします。

提案の理由は、この決議第1号の資料の方、提案理由に書いて、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなるご審議の上、ご決定をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を省略して、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9日水曜日は午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時05分）

第 4 日

令和4年第1回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年3月17日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第27号 令和4年度国見町一般会計予算
 - 第 2 議案第28号 令和4年度国見町大木戸財産区特別会計予算
 - 第 3 議案第29号 令和4年度国見町入山財産区特別会計予算
 - 第 4 議案第30号 令和4年度国見町石母田財産区特別会計予算
 - 第 5 議案第31号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計予算
 - 第 6 議案第32号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 7 議案第33号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計予算
 - 第 8 議案第34号 令和4年度国見町介護保険特別会計予算
 - 第 9 議案第35号 令和4年度国見町土地開発事業特別会計予算
 - 第10 議案第36号 令和4年度国見町湧水対策施設特別会計予算
 - 第11 議案第37号 令和4年度国見町水道事業会計予算
 - 第12 常任委員長報告
 - 陳情第19号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- （追加日程）
- 第13 会期の延長
 - 第14 同意第 1号 国見町石母田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第15 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 引地 真君	副 町 長 佐藤克成君
教 育 長 菊地弘美君	総 務 課 長 阿部正一君
福 祉 課 長 武田正裕君	産 業 振 興 課 長 佐藤智昭君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松浦昭一君	書 記 中條伸喜君
書 記 八島 章君	書 記 赤坂育美君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 令和4年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第27号「令和4年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第27号、令和4年度国見町一般会計予算についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案の一括上程、採決（議案第28号～第37号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第2、議案第28号から日程第12、議案第37号までの各特別会計新年度予算について一括して議題とし、説明、質疑、討論を省略し、一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第37号までの10件を一括提案、一括採決することに決しました。

日程第2、議案第28号「令和4年度国見町大木戸財産区特別会計予算」ほか9件を議題といたします。

これから説明、質疑、討論を省略し、採決を行います。この採決は起立によって行

います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第28号ほか9議案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告(陳情第19号)

議長(東海林一樹君) 日程第12、「常任委員長報告」を行います。

産業建設常任委員会に付託されました陳情第19号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

村上 一君。

7番(村上 一君) 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された陳情第19号の審査結果についてご報告いたします。

産業建設常任委員会は、3月3日、午前11時5分より、役場中会議室におきまして開催し、会議には委員全員と、説明のため佐藤産業振興課長、職務のため松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第19号であります。本件は福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情であります。

陳情の趣旨は、平成28年6月、毎年年率3%程度をめどとして引き上げ、全国加重平均1,000円を目指すとの閣議決定をいたしました。最低賃金の引き上げは、全労働者の4割を対象としている非正規労働者の勤労意欲の奮起による生産性向上と、社会格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金の大幅な引き上げは必要不可欠であります。

現在、新型コロナ感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるために奮闘する働く者がいます。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任であり、極めて必要な議事です。一定水準の賃金を確保されることは、県内の労働者の確保や若年層の労働人口が県外の流出に歯止めをかける上で非常に重要なことから、賛成すべきという結論となり、全会一致で採択すべきと決しました。

よろしく願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第19号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午前10時09分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前10時10分）

◇

◇

◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、3件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この3件は直ちに議題とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇会期の延長

議長（東海林一樹君） 日程第13、「会期の延長」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、昨日の地震による被災の状況に鑑み、4月28日まで42日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は4月28日まで42日間延長することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） ただいま追加提案した議案について、ご説明します。

同意第1号「国見町石母田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」は、石母田財産区管理委員を新たに選任することから、宍戸孝三さんほか6名を適任と認め選任したいため、議会の議決を求めるものです。

慎重ご審議の上、速やかにご同意くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしくお願いたします。

◇

◇

◇

◇同意第1号 国見町石母田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第14、同意第1号「国見町石母田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第15、発議第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第2号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

7番村上 一君。

7番（村上 一君） 発議第2号の提案理由、書記の朗読のとおりであります。速やかなる審議をよろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

震災対応の中、ご苦労さまでした。

（午前10時21分）

第 5 目

令和4年第1回国見町議会定例会議事日程（第5号）

令和4年4月6日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学 校 教 育 課 長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	澁谷康弘君	書 長	記 中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	記 八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（承認第2号～第3号）

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 追加提案した議案説明の前に、3月16日夜遅くに発生をした福島県沖地震対応の概要を説明します。

この地震で、国見町は震度6強を観測しました。町は直ちに災害対策本部を設置し、避難所の開設、被害状況の確認を進めるとともに、翌日には罹災、被災証明書発行の受付を開始しました。

避難所には、一時68人が避難していましたが、被害が大きく自宅へ戻れない避難者には町営住宅をあっせんした結果、希望者が入居したため、3月25日正午に閉鎖しました。

罹災、被災証明発行の受付は、福島県の支援を受けながら行い、その数は罹災、被災合わせて2,000件を超えています。

3月21日から4月2日まで、北海道ニセコ町の防災専門官が滞在し、指導、支援をしています。また、罹災、被災調査は不動産鑑定士協会のほかに、3月28日から4月8日までの間は国見町と災害時応援協定を締結しているニセコ町、栃木県茂木町、岐阜県池田町、そして友好町の岩手県平泉町に、それぞれ2人ずつ、計8人の職員派遣をお願いし行っています。明日以降は、福島県にも応援職員の派遣をお願いしています。

また、被災家屋の応急処置材のシートと土のう袋が不足したため、前述の4町、福島県、国土交通省に資材提供をお願いした結果、多数の提供がありました。

なお、公共施設を含めた被害状況の概要は、さきに配付した資料のとおりですが、調査完了後は直ちに復旧手続を進めていくこととします。

さらに、被災者の生活再建と被災自治体の財政支援に各段の配慮をお願いするため、国見町、桑折町、伊達市は連名で福島県へ緊急要望を行うこととしています。

それでは、追加提案した議案について説明します。

承認第2号と承認第3号の「専決処分の承認を求めることについて」は、3月

16日に発生した福島県沖地震の応急復旧に急施を要したため、3月17日に令和3年度国見町一般会計補正予算を専決第1号として処分したものの、また家屋などの被災状況を踏まえ、固定資産税の納期を繰延べすることに急施を要したため、3月31日に令和4年度3月の福島県沖地震による固定資産税の納期を変更する条例を専決第2号として処分したもので、両議案ともに地方自治法の規定に基づき議会の承認を求めるものです。

詳細は事務方が説明しますので、慎重審議の上、速やかに議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 以上で町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第1、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明します。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第2、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） 固定資産税の納期変更という条例改正ですけれども、納期の変更だけで、あとはいわゆる地震による不動産の被害状況等による、そういう評価額も変わるところはあると思うんですが、その部分のいわゆる納税額の変更というのは、今のところはないんですね。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えさせていただきます。

やらないというわけではありません。災害救助法とか被災者生活再建支援法の支援の状況によって、今までですと前例に倣えば半壊以上、全壊の部分について特例条例をつくってやってきたという経過があります。これについては固定資産の被害状況が固まった時点ということになりますから、6月議会で特例条例をこの状況に応じて制定していければいいのかなと考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

震災対応中、誠にご苦労さまでございました。

（午前10時12分）

第 6 目

令和4年第1回国見町議会定例会議事日程（第6号）

令和4年4月28日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第38号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第 3 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学 校 教 育 課 長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第1、諸般の報告を行います。

一部事務組合関係について説明を求めます。

最初に、伊達地方消防組合議会について、10番渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合議会の報告について、私から報告させていただきます。

3月28日、小林議員とともに出席いたしました。午前9時より伊達地方消防組合議会会議室におきまして全員協議会が開かれ、提出議案について審議いたしました。

午前11時より令和4年第1回伊達地方消防組合議会が開かれました。まず、管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審査に入りました。提出された案件は報告1件、議案5件であります。

報告第1号、専決処分の報告についてであります。消防自動車事故による損害賠償の額及び和解についてのことについて専決処分したものです。和解金額は13万9000円となりました。

次に、議案第1号は、伊達地方消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。市町村の9割が罹災証明書の交付申請手数料を徴収していない現状を鑑み、被災者等の負担軽減を図るため、所要の整備を図るものです。

続いて、議案第2号は、伊達地方消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律に統合改正が行われたことに伴い改正するものであります。

次に、議案第3号は、伊達地方消防組合公告式条例の一部を改正する条例についてであります。構成町であります桑折町及び国見町の所在地が変更になっていることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号は、令和3年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1264万8000円を減額し、予算総額17億4854万7000円にしたいということであり、国・県からの補助金の確定及び人事院勧告等の制度によるものや事業等の確定による年度末の整理であります。

最後に、議案第5号は、令和4年度伊達地方消防組合一般会計の予算についてであります。予算総額を20億5270万円にしたいということでありました。内容は前

年比18.8%、3億2420万円の増となり、分担金につきましては、15億8350万円、前年比1.1%、1730万円の増となりました。主な施設整備の事業となりまして、西分署庁舎改築工事となります。

これらの案件は、採決の結果、原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、令和4年第1回伊達地方消防組合議会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、13番八島博正君。

13番（八島博正君） 令和4年第1回伊達地方衛生処理組合議会定例会が令和4年3月28日開催されまして、浅野議員とともに出席しましたので私から報告いたします。

まず、今定例議会に提案された議案は7件であります。そのうち議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、職員の特別給、期末手当の変更によるもので、これは年度末に支給するため、会議を開かないで専決処分したものでございます。

今回の改正によって期末手当が0.15か月分引き下げられまして、年間の支給月数を4.25か月とするものでございます。これは国見町のほうでも提案されて可決されております月数と同じでございます。

続きまして、議案第2号から議案第7号まで6件の予算案の審議がされました。そのうち議案第2号から第4号までは補正予算でございます。3年度の年度末における補正で、事業確定による補正及び年度末による補正でいずれも減額による補正でございます。

一般会計は収支ともに68万7000円を減額、し尿処理特別会計では82万7000円を減額、ごみ特別会計では1167万4000円をそれぞれ収支とも減額する補正予算案であり、いずれも原案どおり可決決定されております。

続きまして、議案第5号から議案第7号までの3件は、一般会計及び特別会計2件の予算案でございます。

まず、議案第5号の一般会計は収入支出ともに5670万円の予算案であり、続きまして、議案第6号、し尿処理特別会計は収支とも3億3690万円の予算案、それで、議案第7号、ごみ処理特別会計は収支それぞれ5億6610万円の予算案でございます。

いずれの当初予算一般会計1件、特別会計2件は、それぞれ満場一致で可決決定されております。

なお、詳しくはお手許に配付の資料にあるとおりでございますので、資料を参照願いたいと思っております。

以上で、私から令和4年第1回伊達地方衛生処理組合議会定例会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、公立藤田病院組合議会について、12番浅野富男君。

12番（浅野富男君） 令和4年第1回公立藤田病院組合議会定例会は、令和4年3月30日午前11時より当病院会議室において開催され、東海林議員、松浦議員、村上議員とともに出席をしております。提出案件は5件であります。

初めに、選挙第1号、副議長の選挙についてであります。本件は副議長の辞職に伴い地方自治法の規定に基づき行うものであります。選挙は議長の指名推選により行われ、桑折町議会議員選出の斉藤謙議員が選出されております。

続いて、議案第1号、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、県人事委員会の勧告に基づき通勤手当の限度額の改定と文言の整理を行うものであります。

議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員の育児休業や部分休業の取得要件を緩和する等のため所要の改正を行うものとなっております。

議案第3号は、令和3年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第2号）であります。

これは既定の予算の年度末の整理をするものであり、収益を2億8644万1000円、事業費用を4482万5000円それぞれ増額補正し、病院事業収益は65億6833万円に、対する病院事業費用を64億9935万5000円に改め、収支差額が収支差引き額を6897万5000円の純利益とするものとなっております。

また、資本的収支も収入と支出をそれぞれ改め、不足する7億5537万2000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものとなっております。

続いて、議案第4号は、令和4年度公立藤田病院組合病院事業会計予算です。

第2条の業務の予定量は、病床数と年間患者数の実績に新たに赴任する整形外科専門医と歯科口腔外科の開設に伴う患者増を見込むものとなっております。第4号の主要な建設改良事業では、高度化する医療への対応や病院機能維持のための医療機器を整備するものであります。

そして、第3条、収益的収支及び支出では、医療費抑制、少子高齢化、働き方改革など厳しい経営環境に対応しながら、効率的な病院運営を目指しての当初予算とされております。これにより収益的収支はそれぞれ66億4177万9000円の均衡予算となっております。

第4条の資本的収入及び支出は、収入を4500万2000円に、支出を7億5132万3000円とし、収入額が支出額に対して不足する額、7億632万1000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとし、第5条から10条までをそれぞれ定めるものとなっております。

以上が提案された議案の概要であります。これらは全て原案どおり可決されております。

詳細につきましては、配付の資料をご覧くださいと思います。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。



◇町長提出理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 町長より提出理由の説明を求めます。町長。

町長(引地 真君) 追加提案した議案説明の前に、さきの議員懇談会で説明した福島県沖地震のその後の対応状況を説明します。

罹災と被災の現地調査は、随時申請分を除き全て完了し、証明書の発行は昨日の発送分をもって全てとなります。証明書の発行に伴う各種相談会は4月25日から土曜日を除き5月22日まで集中して実施することとしました。また、公共施設の復旧工事はそれぞれ調査設計を進めています。

それでは、追加提案した議案を説明します。

議案第38号「令和4年度一般会計補正予算(第1号)」は、福島県沖地震からの復旧と被災者の生活となりわいの再建支援、この予算として編成しました。

詳細は事務方が説明しますので、慎重審議の上、速やかに議決くださるようお願いし、提出理由の説明とします。よろしくお願ひします。

議長(東海林一樹君) 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 令和4年度国見町一般会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第2、議案第38号「令和4年度国見町一般会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第38号、令和4年度国見町一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番(佐藤定男君) 補正予算書12ページ、土木費の民間住宅対策費で扶助費として2億1050万円が計上されております。この金額に対する根拠とその内容をお聞きます。

議長(東海林一樹君) 建設課長。

建設課長(村上幸平君) 8番佐藤定男議員の質問にお答えいたします。

扶助費の2億1050万円の根拠ということでございますが、この扶助費につきましては、地震において被害を受けて日常生活に欠くことのできない部分において緊急的、応急的に行う修理に対して補助するものでございます。

この数字の根拠でございますが、半壊以上、1件当たり59万5000円を上限として100件、準半壊につきましては1件当たり30万円を上限としての補助を470件を見込んでございまして、申請率を60%。

また、一部損壊住宅修理支援金につきましては、20万円以上の修理に対して10万円の補助ということで、100件の申請、100件分の予算ということで計上してございまして、申請率を10%と見込んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 15ページ、その他の公共施設、公用施設災害復旧費でございますが、ここに役場庁舎、ビジネス訓練所、道の駅のそれぞれの災害復旧工事の工事請負費が載っておりますけれども、その内容について被害の状況と工事の内容について伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 担当別なので担当ごとでよろしいですかね。担当課がそれぞれなので。

役場庁舎につきましては、ご承知のとおり、外構の修繕、あとは庁舎内の亀裂、破損等、この議場もそうなのですけれども、その辺を含めた設備関係とあと内装の修繕で、昨年2月の地震で約3300万円だったのですが、昨年よりちょっと大きいかなということで3500万円ほどを見込んだところです。

あとは、4目のその他施設災害復旧費ということで、駅前倉庫の外壁等の修繕を750万円ほどみています。

あと、2目につきましては産業振興課、3目につきましても産業振興課長から答弁させていただきます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

まず、くにもみ農業ビジネス訓練所の災害復旧工事の中身でございますが、訓練所の鉄骨ハウスの中にある柱の上部がくの字に曲ってしまったことから、その部分の補強工事を行うのがくにもみ農業ビジネス訓練所の災害復旧工事の内容でございます。

次に、道の駅国見あつかしの郷の災害復旧工事につきましては、建物と外構の災害復旧工事になります。特に大きなものにつきましては、議員の皆様にも見ていただきましたが、建物と外構のつながりの部分で沈下が見られたため、建物周りの外構工事、L型擁壁の部分も含めて災害復旧工事を行っていきたくと考えてございます。

なお、昨年の地震でも被災をしておりますので、今回の災害復旧工事については、設計業者のほうとも十分協議をしながら補強工事も行い、再度の地震に耐えられるような災害復旧工事を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長及び産業振興課長にお尋ねします。

去年の地震でも同じような被害が遭ったのですよ。役場庁舎もこの3階、水浸しになっております。今回も。今後もうこういうこと繰り返すのでしょうか、それとも抜本的な金かかっても補修して、こういった災害、再度ないような形はできないのでしょうか。道の駅も同じだと思います。

そういう面で、ちょうど地盤の弱いところに建物建っていますので、地震のたびに

この被害があるような状況ではちょっと困るなと思うのですけれども、その点についてどのようなお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 役場庁舎再建する際の基本的な考え方としては、地震に強い庁舎ということで、ご承知のとおり、耐震性能としては十分に取られている庁舎ではあります。ただ、SRCという構造上、制震構造としている関係で、その躯体に影響するものではなくて、その内壁といいますか、そういったものについては多少の被害はやむを得ないものと考えています。

ただ、設備関係につきましては、水道以外の部分でその空調の冷却水であるとか、雨水管であるとかの部分については、今、施工者である安藤・間とも相談をしながら、今後そういった被害を少しでも少なくできるような技術的な工法について、現在、検討を進めていますのでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

道の駅国見あつかしの郷につきましても、去年の地震と同様の箇所が被災しましたので、今回、特に外構の部分につきましては、一部地盤改良工事なども行いながら再度の被災をしないように、設計業者と十分、協議をしながら施工方法の決定について進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇ 常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第3、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(引地 真君) 令和4年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり挨拶します。

この定例会は、開会中に福島県沖地震が発生し、令和4年度予算については格別のご理解により短時間での本会議の開催という状況の中、原案のとおり議決いただいたことに感謝します。ありがとうございました。また、会期延長により本日補正予算を議決いただき、重ねて感謝します。予算が確保できたことで復旧に向けた体制が整いました。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) これをもって、本日の会議を閉じます。

令和4年第1回国見町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりご苦労さまでした。

(午前10時42分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月28日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 浅野 富 男

同 署名議員 八 島 博 正